

第5次亀岡市総合計画
基本計画（素案）

令和2年6月
亀 岡 市

目 次

第1章	互いを認め合う、ふれあいのまちづくり	4
第1節	人権尊重・平和	
第2節	男女共同参画	
第3節	コミュニティ・市民協働・移住定住	
第4節	国際交流・多文化共生	
第2章	安全で安心して暮らせるまちづくり	11
第1節	セーフコミュニティ	
第2節	防災・消防	
第3節	交通安全・防犯	
第4節	消費者保護	
第3章	子育て・福祉・健康のまちづくり	17
第1節	子育て支援	
第2節	高齢者福祉	
第3節	障がい福祉	
第4節	地域福祉	
第5節	健康づくり・医療	
第4章	豊かな学びと文化を育むまちづくり	28
第1節	学校教育・就学前教育	
第2節	生涯学習・社会教育	
第3節	スポーツ振興	
第4節	文化芸術・歴史文化	
第5章	地球にやさしい環境先進都市づくり	37
第1節	地球環境・省エネルギー	
第2節	資源循環・廃棄物処理	
第3節	自然環境	
第4節	公園・緑地	
第6章	活力あるにぎわいのまちづくり	45
第1節	商業	
第2節	工業	
第3節	観光	
第4節	農業	
第5節	林業	
第6節	労働	

第7章	快適な生活を支えるまちづくり	56
第1節	道路	
第2節	公共交通	
第3節	河川	
第4節	水道・下水道	
第5節	都市計画・都市整備・住環境	
第6節	火葬場	
第7節	情報・通信	
第8章	効率的で持続可能な行財政運営	69
第1節	行政運営	
第2節	財政運営	
第3節	広域連携	

施策分野別基本計画

第1章 互いを認め合う、ふれあいのまちづくり

第1節 人権尊重・平和

【現状と取組むべき課題】

- ・本市は生涯学習都市宣言に掲げる「人間の尊重」及び亀岡市民憲章に謳う「平和と人権の根づくまち」に基づく人権尊重のまちづくりを基礎とし、広報・人権啓発活動、人権教育を行うとともに、市民、事業所、関係団体等の主体的な取組を支援しています。
- ・市民一人ひとりが人権問題について正しい理解と認識を深め、「差別をしない・させない」実践力を培うことが必要です。また、市民や企業、地域団体等による主体的な活動を促進していくことが必要です。
- ・各文化センター・児童館は、市民に開かれた人権に関わる活動・交流の拠点として、中核的な役割を果たしてきましたが、より広い範囲の市民の利用促進による活動の活性化が必要です。
- ・世界恒久平和の実現に向けて、平和祈念式典等の平和事業や市民主体の平和活動を促進し、市民に平和への想いを発信していくことが必要です。

【解決策】

各文化センター・児童館の利用促進や人権研修への参加を呼びかけ、市民一人ひとりが人権問題を自らのこととして受け止め、気づき、行動できるよう、人権意識向上を促進します。また、「世界連邦・非核平和都市」を宣言した市として、啓発及び学習機会の提供により、世界恒久平和への想いを発信し、市民の平和意識向上を推進します。

- 1 人権尊重の啓発
- 2 人権教育の推進
- 3 平和活動の推進

【具体的施策】

1 人権尊重の啓発

広報・啓発活動の充実

取組主体：行政

インターネットなど新しい情報発信手段を有効活用しながら、広報活動・人権啓発活動、イベント等を推進します。

市民活動の支援

取組主体：協働

人権啓発推進協議会等、主体的な人権啓発活動に取組む市民組織の活動を支援します。

文化センター・児童館事業の推進

取組主体：協働

人権を守り育むコミュニティ拠点施設として、中核となる文化センター・児童館に事業・人員等を集約し、市民参画のもと地域と時代の状況変化に応じた事業を各地域で実施します。

人権侵害被害者救済に向けた法整備の要請

取組主体：**協働**

国に対し、市民団体や他の自治体、各関係機関との連携により、実効性のある法律の制定を要請します。

2 人権教育の推進

学習機会の提供

取組主体：**行政**

人権教育講座等の学習機会を提供するとともに、人権教育啓発指導員の講師派遣及び情報提供を実施します。

3 平和活動の推進

平和推進事業の実施

取組主体：**協働**

平和祈念式典等、各種平和事業を実施し、その取組を広報します。

第2節 男女共同参画

【現状と取り組むべき課題】

- ・男女共同参画に向けた意識改革のため、市民と協働で啓発事業に取り組み、ジェンダーに敏感な視点に立った意識の浸透と高揚を推進しています。
- ・「男は仕事、女は家庭のことを主として担うべき」という考えを「そう思わない」割合が平成26（2014）年度調査から令和元（2019）年度調査にかけて上昇しており、意識改革の成果がみられます。
- ・男女の地位の平等については、異性に比べ女性は「男性が優遇されている」、男性では「平等である」と感じている割合が高く、こうした意識差の解消が必要です。
- ・配偶者等への暴力の根絶に向け、相談窓口の周知とともに「女性の相談ネットワーク会議」において各相談機関との情報交換、研修会実施や連携を強化し、相談内容に応じて必要な窓口につながるなど、相談者に寄り添った支援を推進しています。
- ・DV相談件数は年々減少していますが、「どこに相談したか」について、「どこにも相談しなかった」が半数以上となっており、被害者が相談しやすい環境をつくる必要があります。

【解決策】

一人ひとりが、性別に関わりなく互いを認め、責任を分かち合い、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の形成を推進します。また、支援につながりやすい環境づくりと「加害しない」という視点を踏まえた暴力根絶への意識づくりを推進します。

- 1 男女共同参画の意識づくり
- 2 あらゆる暴力の根絶

【具体的施策】

1 男女共同参画の意識づくり

男女共同参画に関する啓発活動

取組主体：**行政**

市民の固定的な性別役割分担意識の変革を促すため、男女共同参画社会づくりの意識啓発を推進します。

2 あらゆる暴力の根絶

暴力根絶に向けた環境整備

取組主体：**行政**

誰もが安心して相談できる相談窓口の充実と相談者本人はもちろんその周囲への周知など認知度の向上を図ります。

ハラスメント防止のための啓発

取組主体：**行政**

セクシャルハラスメントやマタニティハラスメント、ジェンダー・ハラスメントなどが他者を不快にさせ、尊厳を傷つける行為であり、人権侵害であるという認識を周知する啓発活動を推進します。

第3節 コミュニティ・市民協働・移住・定住

【現状と取り組むべき課題】

- ・地域のつながりの希薄化や地域力の衰退が懸念される中、自治会をはじめとするコミュニティの活性化に取り組むとともに、コミュニティ組織の連携・協力体制づくりを支援してきました。
- ・今後ともコミュニティを維持・継続していくため、住民に活動の実態や必要性を周知し、効果的で誰もが参加しやすいコミュニティづくりが必要です。
- ・また、各自治会間で協力しなければ解決できない課題や、複数地域で共通した課題が発生する中で、自治会と行政間の連携はもちろん、各自治会間の連携・協力が必要です。
- ・生活圏を超えた市民協働の促進に向け、市民活動推進センターにおいて相談や講座等を実施しており、登録団体、利用者、相談いずれも増加しています。
- ・協働支援金や市民の寄付に基づく基金制度など資金的な支援を通じ、市民活動・協働の取組を支援し、人材・団体を継続的に育成してきました。
- ・市民活動推進センターの講座や各種団体における参加者の固定化等が課題となっており、自治会等の地縁団体・企業との協働による活動の活性化や新たな担い手の掘り起こし等が必要です。
- ・移住相談体制の充実や移住希望者に本市を知ってもらう機会となる移住セミナー等への参加など、市外からの移住者の拡充に取り組んできました。
- ・相談窓口等を通じた本市への転入は増加しており、平成28～30年度には41組に達します。しかし転出ペースはそれを上回っており、移住者獲得とともに定住を強化する必要があります。
- ・移住者と地域のミスマッチを防ぐためには、自治会など新しい人を受け入れたい地縁組織と連携し、受入のための環境や支援・相談の仕組みを強化していく必要があります。
- ・市街化調整区域の集落地において、地域活力やコミュニティの維持・活性化に向けた住民の取り組みへの支援が必要です。
- ・また、移住や定住に際して生活の安定を支援するため、住宅の取得や就職・起業など就業機会を充実させていく必要があります。

【解決策】

住民一人ひとりが自発的に参加したいと思えるコミュニティを育成するとともに、地域課題に協働で取組むことができる体制づくりを支援します。

市民や団体・事業者が主体的にまちづくりや地域課題について考え、解決に向けて協調し、互いに応援し合う仕組みの充実を図ります。

また、相談体制の充実や魅力ある「住み方、暮らし方」の創出と積極的・継続的な発信により移住者・定住者の増加に取り組むとともに、京都府等と連携し、移住・定住で懸案となる職・住等の支援を推進します。

- 1 コミュニティ活動の推進
- 2 コミュニティ組織の連携の強化
- 3 市民協働活動の促進
- 4 地域課題の掘り起こしと団体間連携の強化
- 5 移住者受入体制の充実
- 6 移住支援の強化

【具体的施策】

1 コミュニティ活動の推進

地域住民へのコミュニティ活動の周知

取組主体：市民

コミュニティ活動を広く周知するため、PR活動を支援します。

コミュニティ組織の育成

取組主体：協働

先進地視察や研修・研究活動により、コミュニティ活動の活性化を促進します。

2 コミュニティ組織の連携の強化

コミュニティの相互連携の促進

取組主体：協働

コミュニティ組織間の連携・協力や先進事例に関する情報交流等を促進します。

コミュニティ組織と行政の連携推進

取組主体：協働

コミュニティ推進委員制度等を活用し、各自治会、各種団体等、コミュニティ活動の母体となる住民組織と行政との連携を推進します。

3 市民協働活動の促進

市民の理解と支援の促進

取組主体：協働

市民協働への関心を高め、市内の活動組織の活動への理解を深める市民・事業所への広報を強化するとともに、市民の寄付行動を促進します。

市民協働活動の支援

取組主体：協働

先進事例の紹介や相談機能の充実、財政的な支援、活動団体間の交流機会の創出など、市内の活動組織による市民協働の取組を支援します。

4 地域課題の掘り起こしと団体間連携の強化

協働による地域課題の掘り起こし

取組主体：協働

他地域での取り組みについて情報を収集・提供するとともに、活動団体や企業、まちづくり活動への参加経験のない人にも参加を促し、暮らしの中で感じる課題について気づき、共有し、話し合うことができる、まちづくりの第一歩となる場を設定します。

団体間の相互理解促進と連携

取組主体：協働

地縁組織や活動団体、企業の活動等を紹介するなど、各種団体が互いを知ることのできる機会を設けることで、それぞれの役割の理解及び連携の促進を図ります。

5 移住者受入体制の充実

移住相談の実施・移住セミナー等への参加

取組主体：**行政**

移住希望者への相談対応及び現地案内を充実させるとともに、移住セミナーやフェア等への参加及び出展を継続して行います。

地域受入体制の強化

取組主体：**協働**

移住促進特別区域を中心に、地域が自主的に行う受入体制強化を支援するとともに、移住希望者の案内等を推進します。

市街化調整区域の集落地における開発許可基準の運用

取組主体：**協働**

地域活力の低下や地域コミュニティの衰退が懸念される市街化調整区域の集落地において、既存集落まちづくり区域指定制度等の開発許可基準の運用を推進します。

亀岡市移住・定住促進施設「離れ」にのうみの活用

取組主体：**協働**

指定管理者等と連携し、移住検討者向けお試し住宅や滞在型観光の拠点などとして移住検討者及び潜在的移住候補者の市内への受け入れの充実に努めます。

6 移住支援の強化

職住探しへの支援

取組主体：**協働**

移住者の、空き家を中心とする住宅への入居や就職・起業等の移住生活スタートへの支援を充実させます。

先輩移住者情報の発信

取組主体：**協働**

SNS 等での先輩移住者情報の発信を推進するとともに、先輩移住者の実施するイベント情報や事業等を発信することにより、移住者の定住を支援します。

第4節 国際交流・多文化共生

【現状と取り組むべき課題】

- ・市内中学生の海外派遣等、異文化を体験・体感する機会を設けることで、未来を担う世代の国際意識向上につなげました。
- ・姉妹都市へ市民訪問団を派遣し、日本文化を紹介する機会をつくるなど、市民間での国際交流を促進しています。
- ・より多くの市民が国際交流事業に参加できる機会をつくっていくとともに、海外派遣等が一過性のプログラムに終らせることなく、継続的な取組につなげていく必要があります。
- ・外国人向けの情報発信として、ニュースレターやホームページ上で英語及びやさしい日本語を用いることで、在住外国人にも暮らしやすいまちづくりを推進しています。
- ・市内在住外国人の困りごとを把握し、状況に応じて情報を提供、支援していく必要があります。

【解決策】

都市間の連携や国際意識をより深めていくため、多くの市民が参加できる交流事業を市民と協働して推進していきます。また、在住外国人に対する生活のサポートを充実させます。

1 国際交流の推進

2 在住外国人にも過ごしやすいまちづくり

【具体的施策】

1 国際交流の推進

姉妹都市や友好交流都市との交流の推進

取組主体：協働

訪問団の姉妹都市等への派遣や招致に取組むほか、市民団体による姉妹都市等交流を支援・促進します。

異文化体験学習等の実施

取組主体：協働

姉妹都市や友好交流都市との教育プログラム等を継続的に実施し、異文化の体験・体感を通じて国際感覚を養う機会づくりを推進します。

2 在住外国人にも過ごしやすいまちづくり

在住外国人への情報提供・相談体制の充実

取組主体：協働

ニュースレターやホームページ、SNSでの英語ややさしい日本語による情報発信や、日本学習の環境づくりを推進するとともに、相談窓口を開設し、困りごとに応じた支援体制を充実させます。

第2章 安全で安心して暮らせるまちづくり～安全・安心の推進～

第1節 セーフコミュニティ

【現状と取組むべき課題】

- ・市民協働により、セーフコミュニティの理念に基づく外傷予防等の取組を進め、平成30（2018）年には再々認証を取得したことで、亀岡市が安全・安心なまちづくりに積極的に取組んでいるまちであることが市民に広く認知されています。
- ・セーフコミュニティの市民認知度は上昇していますが、今後、市民協働による取組を促進するため、さらなる周知が必要です。
- ・安全に対する知識や技能、行動力を身につけ、子ども自らが身を守る力を育成するインターナショナル・セーフスクールの取組を進めました。
- ・セーフコミュニティ推進協議会を中心に関係機関や市民団体等とのネットワークを強化し、安全向上の取組を進めたことで刑法犯認知件数、交通事故負傷者数ともに大きく減少しました。
- ・市民の体感治安は微増にとどまっており、安全・安心を実感できるまちづくりが必要です。

【解決策】

日本初のセーフコミュニティ認証都市として、セーフコミュニティの仕組みを活用しながら市民協働により安全・安心を実感できる亀岡市を実現します。

1 安全・安心を実感できるまちづくりの推進

【具体的施策】

1 安全・安心を実感できるまちづくりの推進

セーフコミュニティ推進の仕組みづくり

取組主体：**協働**

亀岡市セーフコミュニティ推進協議会を中心に、安全・安心を守るネットワークを強化します。

安全・安心を守るための市民育成

取組主体：**協働**

市民参加型の取組を支援することで、自分事として捉える市民を育成します。

実行性のある予防プログラムの推進

取組主体：**協働**

交通安全や防犯等の重点課題に関して、外傷発生状況の把握と取組効果の測定・分析を推進します。

第2節 防災・消防

【現状と取り組むべき課題】

- ・激甚化する自然災害や感染症からの被害を軽減するため、市民、関係機関、行政等が「自助・共助・公助」の役割を認識し、連携することが求められています。
- ・自主防災会活動への助成や総合防災訓練、防災講演会等の実施、市民への迅速かつ的確な災害情報の発信手段の確保や、避難所の指定、食料や防災資機材等の備蓄に取り組んできました。
- ・啓発・訓練等を通じた市民の防災・減災意識の高揚や知識・技術の取得促進、災害情報伝達手段の強化、避難場所の整備・確保など、市民が安心できる防災体制の充実が必要です。
- ・消防団員の確保をはじめとする消防団活動及び常備消防力の強化など、消防力の強化が必要です。
- ・市民への応急救護知識の普及啓発や普段からの健康づくりと感染予防対策、消防・医療機関との連携など、救急医療体制の強化が必要です。
- ・災害時に支援が必要な人に対し、地域における避難支援を円滑に行うための体制を強化・充実していく必要があります。

【解決策】

「自助・共助・公助」の連携による「ふるさと防災力」や総合的な防災体制の強化を図ります。また、市民及び地域の主体的な意識と行動を基本とした消防・救急及び危機管理体制を整備します。

- 1 防災意識の啓発
- 2 防災体制の強化
- 3 消防体制の強化
- 4 救急体制の強化
- 5 避難行動要支援者の支援体制整備

【具体的施策】

1 防災意識の啓発

自主防災活動の支援と市民意識の高揚

取組主体：協働

助成等により各町自主防災会の活動を支援します。また、市民が参加・参画する総合防災訓練や防災講演会の充実を図ります。

災害特性の可視化による被害の抑制

取組主体：行政

各町自主防災会等による「地域版ハザードマップ」「避難行動タイムライン」の作成を支援します。

2 防災体制の強化

防災会議の開催及び地域防災計画の見直し

取組主体：行政

亀岡市地域防災計画の修正（見直し）を行うとともに、亀岡市防災会議を開催し、防災計画の推進及び各種防災情報の共有を推進します。

災害協定の締結

取組主体：**協働**

民間事業者や公的機関、地方自治体等と応援・支援協定等を結び、防災体制を強化します。

災害情報伝達手段の充実

取組主体：**行政**

必要な情報を迅速かつ確実に市民に提供し、適切な避難行動を促すため、防災行政無線を中心に様々なメディアとの連携による防災情報伝達機能を充実させます。

良好な避難環境及び施設の整備・確保

取組主体：**行政**

府市共同による食料や毛布等の公的備蓄を実施するとともに、避難所開設・運営マニュアルの見直しや、適切な場所・生活環境が確保できる避難所の整備・確保を図ります。

3 消防体制の強化

消防団員の確保

取組主体：**協働**

自治会との連携による消防団員の勧誘活動を推進します。

消防団の環境・資機材等の整備

取組主体：**行政**

消防団員が勤務する事業所に対して、消防団活動への理解と協力を促進します。また、消防力向上のため、消防団活動に必要な資機材を整備します。

常備消防資機材の充実

取組主体：**行政**

常備消防力強化のため、消防車両・高規格救急車両・消防資機材・救命用資機材の充実に支援します。

4 救急体制の強化

市民救急員・応急手当普及員の養成

取組主体：**行政**

一般救命講習会及び普通救命講習会を開催し、市民救急員や応急手当普及員の養成を支援します。

救急医療体制の充実

取組主体：**行政**

救急患者受入時間の短縮を図るため、救急医療体制の充実に支援します。

5 避難行動要支援者の支援体制整備

避難行動要支援者名簿の更新と対象者の意思確認

取組主体：**行政**

避難に支援を要する人の実態を正確に把握し、関係機関と情報共有することで、災害時における有効かつ実践的な支援体制の整備を推進します。

個別避難計画の作成

取組主体：**協働**

個別避難計画を作成し、避難に支援を要する人が確実に避難できる体制整備を促進します。

要配慮者等の視点に立った防災研修や訓練への支援

取組主体：**協働**

地域における研修や訓練等を支援することで、防災・減災に対する意識向上を促進します。

第3節 交通安全・防犯

【現状と取り組むべき課題】

- ・本市はセーフコミュニティのパイオニアとして、交通安全や防犯活動を市民協働で推進し、安全で安心なまちづくりに取り組んできました。
- ・自治会等の要望に基づき、公衆街路灯の設置やＬＥＤ化等を進めることで交通安全・防犯環境の向上を図ってきました。
- ・交通安全・防犯の取組により交通事故発生件数、刑法犯認知件数ともに減少するなど大きな成果が出ており、この成果を市民に周知し、市民協働による取組をさらに推進していくことが必要です。
- ・地域の防犯体制の強化のため、公衆街路灯の計画的な設置、自治会等への支援を通じたＬＥＤ化や適切な維持管理が必要です。

【解決策】

セーフコミュニティの仕組みの活用や自治会との連携による安全・安心なまちづくり環境の整備等、市民協働により交通事故や犯罪のないまちを目指します。

1 交通安全の推進

2 防犯・暴力追放活動の推進

3 防犯環境の充実と明るいまちづくりの推進

【具体的施策】

1 交通安全の推進

交通安全の学習・啓発機会の充実

取組主体：協働

着実な行動が成果に結びついた実績を活かし、市民が交通ルールを遵守し、正しい交通マナーを実践することができるよう意識啓発を図るとともに、小学生を対象とした交通安全子ども自転車大会を実施します。

交通安全運動の推進

取組主体：協働

亀岡市交通安全対策協議会を通じて関係団体が連携する街頭啓発活動や交通安全功労者の表彰を実施します。

高齢者による交通事故の防止

取組主体：行政

啓発物品の配布等を行うとともに、運転に不安のある高齢者を対象に運転免許証の自主返納を促す取組を推進します。

2 防犯・暴力追放活動の推進

防犯・暴力追放活動の推進

取組主体：協働

セーフコミュニティ防犯対策委員会を中心にドライブレコーダーを活用したまちな見守り活動や固定防犯カメラの設置を促進します。また、あらゆる暴力を追放する運動を推進します。

3 防犯環境の充実と明るいまちづくりの推進

公衆街路灯の設置、管理の支援

取組主体：**協働**

自治会等の要望に基づき、危険度・緊急度の高いものから公衆街路灯を整備します。また、電気代やＬＥＤ化の費用助成等、適切な維持・管理を支援します。

第4節 消費者保護

【現状と取り組むべき課題】

- ・講座や教室の実施、広報やホームページでの啓発活動を行い、市民が消費生活に関する知識を深め、意識の高い消費者として行動できるための学習機会を提供しています。
- ・市民が自ら学び、行動することで消費者被害を未然に防ぎ、安心できる消費生活が営めるまちづくりを推進することが必要です。
- ・巧妙化する悪質商法や架空請求詐欺等の特殊詐欺等に対し、被害者の救済及び被害防止のため、消費生活相談員の配置、相談員の専門研修受講等により、多様な消費者相談に対応できる相談窓口の充実を図っています。
- ・特殊詐欺、製品事故、食の安全について、消費生活の不安を解消できるよう、市民が身近で気軽に相談し、被害の回復や拡大防止ができる体制づくりが必要です。

【解決策】

消費者教育や相談機能の充実により、消費者被害を未然に防ぎ、安全で安心できる消費生活を営めるまちづくりを推進します。

1 消費者への啓発

2 消費生活相談の充実

【具体的施策】

1 消費者への啓発

消費生活学習活動や日常的な啓発活動

取組主体：**行政**

市民向け講座の開催や地域・団体等の学習会講師派遣、広報活動を推進します。

2 消費生活相談の充実

消費生活相談の実施

取組主体：**行政**

「亀岡市消費生活センター」の機能を拡充し、窓口や消費者ホットラインでの消費生活相談を推進します。

消費者被害の防止

取組主体：**行政**

消費生活専門相談員による苦情・相談処理や事業者との斡旋等を実施し、P I O-N E T（全国消費生活情報ネットワークシステム）を通じて国や府との連携を強化することで、消費者被害の防止を推進します。

第3章 子育て・福祉・健康のまちづくり

第1節 子育て支援

【現状と取り組むべき課題】

- ・平成28(2016)年から子育て世代包括支援センターBComeを立ち上げ、令和2年度(2020)からは保健師を配置し、助産師、社会福祉士と共に、母子健康係の専門職や関係機関等と連携を図りながら、妊娠・出産から子育てまでの切れ目のない支援を行っています。
- ・妊娠・出産から子育てまで切れ目のない支援が提供できる体制の充実を図り、子育て家庭の孤立を防ぎ、寄り添った支援を提供することが必要です。
- ・共働き家庭の増加や地域の子育て力の低下等による子育ての不安感、負担感の増大に伴う保育ニーズの変化に対応するため、施設整備や民間事業所の誘導等による受入体制の充実を図るとともに、地域全体で子育てを支援する取組を進めてきました。
- ・待機児童の解消には至っておらず、保育ニーズに合わせた受入体制の充実が必要です。
- ・就学前保育に加え、共働き家庭等の就学児童を対象とした放課後児童健全育成事業(放課後児童会)についても、対象学年の拡大や開設時間の延長など、順次、事業運営体制の充実を図ってきましたが、多様化する保護者ニーズに応えるためには更なる拡充が必要です。
- ・様々な課題を抱えることの多いひとり親家庭や貧困家庭の問題への認識が高まっており、本市においてもその実態把握、貧困の連鎖を断ち切るための取組を進めていくことが必要です。
- ・少年非行・いじめ・不登校・ひきこもり・児童虐待・インターネットの危険性・薬物乱用防止等、子どもを取り巻く課題がある中、見守りや地域に根ざした活動を通じ、次の時代を担う青少年の健全育成に取り組むことが必要です。

【解決策】

すべての子育て家庭が安心して子育てできるよう、地域ぐるみで支援する体制の充実とともに、多様な働き方に対応した保育サービス、放課後児童会の充実やワーク・ライフ・バランスの実現を目指します。また、児童虐待等の防止及び早期発見、ひとり親家庭や貧困家庭等の自立支援等、子どもの健全な育成が保障される支援体制を充実させます。

- 1 地域ぐるみの子育て支援
- 2 保育・放課後児童会の提供体制の充実
- 3 配慮が必要な子どもと家庭への支援の充実
- 4 働きやすい職場環境づくり

【具体的施策】

1 地域ぐるみの子育て支援

子ども・子育て支援事業の推進

取組主体：**協働**

亀岡市子ども・子育て支援事業計画に基づき、地域における子育て支援の充実に向けた各種施策・事業を推進します。

地域子育て支援拠点事業の推進

取組主体：**協働**

保育所（園）・認定こども園等において、地域に密着した子育て支援拠点事業を推進します。

子育て支援ネットワークづくり

取組主体：**協働**

子育て支援の関係機関が情報共有、情報発信、連携した取組を推進する協働のネットワークづくりを促進します。

子育ての不安が軽減できる仕組みづくり

取組主体：**協働**

関係機関と連携し、妊娠・出産から子育てまで、子どもの育ちと子育て家庭に対する切れ目のない支援を推進します。

子育てに関する情報の提供と相談体制の充実

取組主体：**行政**

ホームページや広報、SNS等を活用し、すべての子育て家庭に必要な情報が届くよう、情報提供を充実させるとともに、保育所（園）・認定こども園など身近な場所で気軽に相談できる切れ目のない支援体制を整備します。

青少年健全育成活動の実施

取組主体：**協働**

亀岡市青少年育成地域活動協議会等の地域住民組織を中心に、子どもを取り巻く有害環境対策の推進等、地域のつながりの中で青少年の健全育成を推進します。

ファミリー・サポート・センター事業の推進

取組主体：**協働**

地域における子育て援助活動を行うファミリー・サポート・センター事業の充実のため、会員登録者の維持・増加に取り組み援助活動を促進します。

2 保育・放課後児童会の提供体制の充実

多様な保育サービスの充実

取組主体：**行政**

保育ニーズに応じた受入枠の拡充や、延長保育、病児・病後児保育、一時預かり保育事業等、多様な保育サービスを充実させます。

保育施設の整備

取組主体：**行政**

保育ニーズに対応し、保育所（園）・認定こども園の施設や、安全・安心な保育環境の整備を推進するとともに、施設の適正な規模、配置を検討します。

放課後児童健全育成事業（放課後児童会）の充実

取組主体：**行政**

児童の健全育成のため、より良い保育環境を確保するとともに、保護者が安心して就労できる環境を整備するため事業運営体制の整備を図る等、放課後児童健全育成事業を充実させます。

3 配慮が必要な子どもと家庭への支援の充実

児童虐待防止対策の充実

取組主体：**行政**

要保護児童対策地域協議会活動の充実を図るとともに、関係機関との連携により、児童虐待等の防止、早期発見及び虐待等の事象に速やかに対応する体制を整備します。

ひとり親家庭への支援

取組主体：**行政**

支援を必要とするひとり親家庭の自立・就業を支援し、生活基盤の安定確保を図ります。

子どもの貧困対策の推進

取組主体：**行政**

子どもの貧困の実態把握と貧困の連鎖を断ち切るための取組を推進します。

相談支援体制・情報提供の充実

取組主体：**行政**

子育て等の問題や悩みについて相談・助言する家庭児童相談室等の相談支援体制と子育てに関する情報提供の充実を図るとともに、子ども家庭総合支援拠点の設置を継続します。

4 働きやすい職場環境づくり

「イクボス」に関する啓発活動

取組主体：**行政**

「イクボス宣言」に基づき、女性も男性も意欲を持って働き続けられる職場環境を目指し、市管理職の意識改革や、市内企業・事業所への啓発と情報提供を推進します。

「女性活躍推進」に関する啓発活動

取組主体：**行政**

市内企業・団体等に対し、男女共同参画や女性活躍推進に関する講座を開催するなど、学習機会の提供を推進します。

第2節 高齢者福祉

【現状と取り組むべき課題】

- ・高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、介護保険サービスの基盤整備や介護予防、生きがいづくりの促進等に取り組んできました。
- ・「いきいき長寿プラン」の着実な推進とともに、団塊の世代が後期高齢者となる2025年や高齢者人口がピークを迎える2040年を見据えた地域課題の抽出と対策が必要です。
- ・地域包括ケアシステムの推進に向けて、地域包括支援センターの相談支援体制を充実させる必要があります。
- ・サロン等の「人が集う場」を拠点として、互助の精神に基づき地域住民が生きがいを持てる持続可能な地域社会づくりが必要です。
- ・認知症への理解や正しい知識を普及するとともに、認知症高齢者及び家族を地域で支え、高齢者の人権を守る取組が必要です。

【解決策】

高齢になっても誰もが住み慣れた地域でいきいきと自分らしく暮らし、社会の一員として地域で貢献・活躍できるよう、生きがいづくりや社会参加を促進します。また、いきいきとした生活の基本となる健康や介護予防の充実、介護保険サービスの基盤整備、認知症対策を推進します。

- 1 生きがいづくり・社会参加の促進
- 2 地域包括ケアシステムの深化・推進
- 3 健康づくりの推進と介護予防の充実
- 4 介護保険サービスの基盤整備・自立生活への支援
- 5 認知症の人とその家族への支援

【具体的施策】

1 生きがいづくり・社会参加の促進

生きがいづくりと社会参加の支援

取組主体：協働

各種教養講座の開催等による生涯学習活動の促進や老人クラブ・シルバー人材センター活動を支援し、高齢者の社会参画・活躍機会の充実を図ります。

外出促進事業の実施

取組主体：行政

公共交通機関を利用する機会の多い高齢者の移動を支援し、健康維持や社会参加の外出を促進します。

2 地域包括ケアシステムの深化・推進

地域包括ケアシステム（持続可能な地域社会の構築）の深化・推進

取組主体：協働

地域包括支援センターの機能を強化するとともに、分かりやすい機能分化を図ります。また、地域住民をはじめ介護、医療、福祉、行政等が連携する場づくりを推進します。

3 健康づくりの推進と介護予防の充実

介護予防知識の普及啓発活動

取組主体：**行政**

介護予防に関する基本的な知識の普及啓発や情報提供、介護予防教室等を通じて、高齢者の主体的な介護予防を促進します。

高齢者の総合相談窓口の充実

取組主体：**行政**

地域包括支援センターを中心とした相談支援体制を充実させます。

後期高齢者の健康維持

取組主体：**行政**

後期高齢者医療保険における健康診査事業を推進するとともに、広報誌等を通じ、広報活動を実施します。

4 介護保険サービスの基盤整備・自立生活への支援

いきいき長寿プランの推進

取組主体：**協働**

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図り、サービスを必要とする人に必要なサービスが提供できるよう、3年ごとに見直す「いきいき長寿プラン」に基づき事業を推進します。

介護保険サービスの基盤整備

取組主体：**行政・事業者**

要介護（支援）者が状態に応じて必要なサービスを利用することができるよう、介護保険サービス供給体制の整備を促進します。

一人暮らし高齢者等の自立支援

取組主体：**行政**

緊急時の支援体制の充実等により、一人暮らし高齢者等の自立生活の不安の解消を図ります。

5 認知症の人とその家族への支援

認知症に関する正しい知識の普及啓発

取組主体：**行政**

小学校における講座や集客施設における啓発活動など、認知症に対する理解と正しい知識を市民に普及啓発する取組を推進します。

家族負担の軽減

取組主体：**協働**

認知症カフェ等のつどいの場が、認知症本人及び家族支援の場となるよう周知し、総合的な支援の場となるような仕組みづくりを推進します。

第3節 障がい福祉

【現状と取り組むべき課題】

- ・平成28（2016）年の「障害者差別解消法」の施行を受け、障がいのある人への理解や「合理的配慮」の普及浸透により、当事者団体等との連携のもと、差別解消に向けた啓発を推進してきました。
- ・障がい者差別の解消について、当事者団体等との連携を深め、啓発手法の創意工夫を図りながら、より多くの市民に障がいのある人への理解を促進していくことが必要です。
- ・障がいのある人の社会参加を促進し、障がい種別に関わりなく多岐にわたるニーズに応えられるよう、相談支援体制の確保及び充実、在宅生活を支援する体制の確保、権利擁護等を推進してきました。
- ・亀岡市障害者就労支援共同センターにおける行政からの業務委託や民間等からの受注機会の拡大とともに、障がいの状態に応じた就労の拡充など、障がい者の雇用機会の確保を支援していくことが必要です。
- ・障がいのある人が安心して相談できる環境づくりと必要な支援やネットワークへと適切につなぐことが必要です。

【解決策】

障がいのある人が安心して暮らせる地域づくりのため、多様化するニーズに対応できる包括的な支援体制の構築を推進します。また、意思疎通支援や差別解消のための啓発により、障がい児者を取り巻く社会的障壁を除去し、「健常者」「障がい者」のボーダレス化を目指します。乳幼児期の発達に対する理解の向上や障がいの早期発見・早期対応ができる体制を整備します。

- 1 障がいのある人への差別の解消（市民啓発）
- 2 障がいに応じた支援の提供
- 3 社会参加の促進
- 4 障がいのある人もいきいきと活躍できるまちづくり

【具体的施策】

1 障がいのある人への差別の解消（市民啓発）

「障害者差別解消法」に係る「合理的配慮」の普及啓発

取組主体：協働

当事者団体等との連携・協働により、当事者の視点に立った啓発活動を推進するとともに、様々な情報媒体等を活用し、市民への「合理的配慮」の理念の深化、拡大を推進します。

2 障がいに応じた支援の提供

安心して生活できるまちづくり

取組主体：行政

障がいの状態に応じて、早期に適切な支援の提供を行います。

3 社会参加の促進

相談支援体制の確保、充実と在宅生活支援の充実

取組主体：**行政・事業所**

誰もが安心して相談できる機会の提供や身体、知的、精神の各障がい者相談員による身近な立場での相談、相談支援を通じた在宅生活支援、社会参加の機会の提供を推進します。

情報・コミュニケーション支援の保障

取組主体：**行政**

障がいのある人に必要な情報が伝わるよう、コミュニケーション手段の確保と情報利用の円滑化を促進します。

権利擁護事業の推進

取組主体：**行政**

障がいのある人の地域での自立を支えるため、財産の保全や各種申請等、権利擁護事業を推進します。

4 障がいのある人もいきいきと活躍できるまちづくり

障がいのある人の就労支援

取組主体：**協働**

「亀岡市障害者就労支援共同センター」への支援とともに、受注実績・成果の周知により、受注機会の拡大を促進します。また、「亀岡市障害者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づく調達実施等により、障がい者雇用の安定を支援します。

第4節 地域福祉

【現状と取り組むべき課題】

- ・ 地域福祉支援員の配置や亀岡市社会福祉協議会をはじめ民生委員、ライフライン事業者等、各分野の関係機関と連携しながら相談支援体制の充実を図りました。
- ・ 複雑・複合的な課題に対応する包括的な支援体制の整備を図るため、各福祉分野や世代等に関わらず、どのような福祉課題も受け止めることができる相談窓口の整備や地域の関係機関や専門機関、行政等による多様なネットワークづくりが必要です。
- ・ 寄り添いサポーターやくらしのサポート協力会員、各サロンの支援者等、地域福祉コミュニティを担う人材育成により、地域での見守り、支え合い活動の充実を図りました。
- ・ 少子化、高齢化等により地域福祉を担う人材が不足しており、地域福祉活動を推進するための人材育成が必要です。
- ・ 生活保護制度とその前段階である生活困窮者自立支援制度を効果的に活用し、利用者の自立につなげるため、それぞれの制度を適正に運用していくことが必要です。

【解決策】

地域社会の連携と信頼関係のもと、福祉コミュニティの形成により、住み慣れた地域で支え合い、助け合う顔の見えるまちづくりを推進します。また、多機関が連携する包括的支援体制を整備します。

生活保護制度と生活保護の前段階である生活困窮者自立支援制度が必要とする人に届くよう、制度の適正な運用を図ります

- 1 支え合いの基盤となる「福祉コミュニティづくり」の推進
- 2 人材育成とネットワークの構築
- 3 包括的支援体制の整備
- 4 必要な人に必要な支援を届ける体制づくり

【具体的施策】

1 支え合いの基盤となる「福祉コミュニティづくり」の推進

地域生活を支える仕組みづくり

取組主体：協働

社会福祉法人亀岡市社会福祉協議会と連携し、地域における市民相互の支え合い活動等を促進します。

2 人材育成とネットワークの構築

福祉人材の育成

取組主体：協働

研修や講習の充実により、地域福祉を担う人材の育成を推進します。

3 包括的支援体制の整備

多機関連携による支援体制の整備

取組主体：**協働**

各福祉分野の関係機関が連携することで、生きづらさを抱える人や地域で孤立する人、ひきこもり等の複雑で複合的な課題を抱える人に対する支援を充実させます。また虐待の防止・早期発見、成年後見人制度利用促進などの権利擁護について、普及啓発や関係機関との連携強化を推進します。

「断らない相談窓口」の整備

取組主体：**協働**

ひきこもりや孤立等様々な課題を抱えながらも支援につながりにくい人や生きづらさを抱えながらも相談できないでいる人等に対応する「断らない相談窓口」の整備を推進します。

4 必要な人に必要な支援を届ける体制づくり

効果的な支援の継続

取組主体：**行政**

生活困窮者の直面する個々の課題に合わせて効果的な支援を行い、自立を促進します。

広報の実施

取組主体：**行政**

生活保護制度への正しい理解を啓発する機関誌の発行・配布を推進します。

生活保護の適正な実施

取組主体：**行政**

収入調査や資産確認、定期訪問を通じ、制度の適正運用に努めます。

求職・就労の支援

取組主体：**行政**

制度の利用者に対し能力に応じた求職活動、就労を支援します。

第5節 健康づくり・医療

【現状と取り組むべき課題】

- ・かめおか健康プラン21（亀岡市健康増進計画）に基づき、食生活、運動、たばこ、心、健康管理等、領域ごとの取組を進め、一人ひとりの健康を地域や社会で支える健康づくり活動を推進し、地域での健康づくりの機運を高める支援が必要です。
- ・すべての世代の心身の健康づくりに向けたよりよい生活習慣づくりのため、相談・指導・教育、受診しやすいがん検診の環境づくりが必要です。
- ・昨今の感染症の流行も踏まえ、普段からの健康づくりと感染症予防対策が重要となっています。
- ・亀岡市子育て世代包括支援センターBComeを中心に母子保健とも連携しながら、妊娠期への全数支援や発達段階に応じた健診や母子保健事業により、安心して妊娠・出産・子どもの健やかな成長・発達ができる支援が必要です。
- ・高齢化に対応しながら市民に医療を安定的・継続的に提供していくため、地域医療体制の充実が必要です。また、市民が安心して医療を受けることができるよう、市立病院において、より安全で質の高い医療に取り組む必要があります。

【解決策】

家庭、職場、地域での健康・予防意識の向上を図り、健康管理、疾病予防、生活習慣病・ロコモティブシンドローム・フレイル予防等の啓発や保健事業を充実させるとともに、妊娠期から子育て期に至るライフステージに応じた健康づくりを促進します。

また、亀岡市地域医療・介護・福祉連携推進会議の活動を中心に、関係者が一体となって、住民とともに医療・介護・福祉施策の切れ目のない提供を推進します。

市民への安全・安心な医療の提供と質の高い入院・外来機能を担う市立病院づくりとともに、地域医療機関との連携を推進します。

- 1 健康づくりへの支援
- 2 保健事業の充実
- 3 地域医療の推進

【具体的施策】

1 健康づくりへの支援

健康な地域づくりへの支援

取組主体：協働

地域における健康づくり活動の充実を支援します。

健康意識の啓発

取組主体：行政

各専門職種による健康講座を通じて市民の健康意識の啓発を推進します。

2 保健事業の充実

妊娠期の支援の充実

取組主体：**行政**

妊娠期から出産後まで安心して過ごせるよう、母子手帳の交付とともに妊婦健診や妊婦歯科健診受診券の交付、定期受診の支援及び必要な情報提供や相談支援を推進します。

乳幼児健診の実施

取組主体：**行政**

新生児期から乳児期・幼児期に家庭訪問や健診、相談、教室を実施し、異常の早期発見、育児不安の軽減、児童虐待の防止等に努めます。

疾病予防・健康管理の充実、感染症予防対策等の実施

取組主体：**行政**

健（検）診や保健指導、相談、教育、感染症予防対策事業を通じ、すべての世代の心身の健康づくりを促進する活動を充実させます。

特定健康診査受診の促進

取組主体：**行政**

受診勧奨や広報の充実により、特定健康診査の受診率の向上を図ります。

3 地域医療の推進

地域医療・介護・福祉の連携体制の充実

取組主体：**協働**

亀岡市地域医療・介護・福祉連携推進会議の活動を中心に、関係づくりの機会を提供、かかりつけ医の必要性を啓発するとともに、人材育成に取り組めます。

地域医療機関との連携強化

取組主体：**協働**

病診連携懇話会の開催などを通じて、近隣の医療機関と情報共有を行い連携強化を図ります。

安全かつ質の高い医療の提供

取組主体：**行政**

急性期医療の維持および回復期医療の充実に努めるとともに、安全・安心で良質な医療を提供します。

第4章 豊かな学びと文化を育むまちづくり

第1節 学校教育・就学前教育

【現状と取り組むべき課題】

- ・ 幼稚園教育研究会や教育研究所との連携による実践的な研究会等を通して、公私立幼稚園、認定こども園、保育所（園）の教職員の資質向上を図っています。
- ・ 関係機関との連携を強化することで、就学前の子どもに対する幼児教育の質の向上を図ることが必要です。
- ・ 自ら学び、考え、主体的に判断し、行動できる児童生徒を育成するため、一人ひとりの学力を高め、個性を伸ばすとともに、時代の要請に対応した教育内容の充実を図ってきました。
- ・ 京都府学力診断テスト等で府平均を超えていない教科があるなど、学力の底上げが必要です。
- ・ 学校施設長寿化計画に基づき、コストの縮減・平準化を図りながら、子どもたちが安全で快適に過ごすことができる計画的な教育環境の整備が必要です。
- ・ 児童生徒の抱える悩みが多様化し、不登校児童生徒の増加が見込まれ、教育相談のニーズも高まっている中、地理的、心理的に離れた場所での適応指導教室において集団生活に適応する力を養い、学力を回復して学校生活への復帰するための支援が必要です。

【解決策】

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえ、生きる力の基礎を育む幼児教育・保育を実施できるよう、教職員の資質向上を推進します。

子どもたちが未来を切り拓いていくため、すべての子どもの就学保障を図り、資質や能力の育成、豊かな人間性を育む「心の教育」を充実させます。

児童生徒が安心して快適に学ぶことができるよう、環境を整備します。

- 1 就学前教育の充実
- 2 教育環境の充実
- 3 教育内容の充実
- 4 児童生徒の安全確保
- 5 就学援助・相談体制の充実

【具体的施策】

1 就学前教育の充実

保育所等教職員の資質の向上

取組主体：行政

幼稚園教育研究会や教育研究所との連携による実践的な研究会等を通じ、認定こども園、保育所（園）・幼稚園の教職員の資質向上を推進するとともに、教育、保育内容を充実させます。

幼児教育総合センター機能の強化

取組主体：行政

亀岡市立幼稚園の幼児教育の充実を図るとともに、幼児教育総合センターの機能強化を推進します。

保育所等と小学校との連携強化

取組主体：行政

認定こども園、保育所（園）、幼稚園、学校、家庭との連携を強化し、円滑に小学校へ接続できるよう、子どもたち一人ひとりの特性に応じた就学前教育を推進します。

2 教育環境の充実

学校規模適正化の推進

取組主体：協働

児童生徒にとって望ましい学習環境・集団活動を形成できるように、保護者や自治会の理解を得ながら学校区の見直し等を実施します。

老朽化した学校校舎の長寿命化・トイレの大規模改修

取組主体：行政

子どもたちが気持ちよく、安全・安心な環境で学ぶことができるように、校舎の長寿命化やトイレの大規模改修を推進します。

遠隔・ICT 学習環境や教材備品の整備

取組主体：行政

国の補助等を利用し、限られた財源の中で優先順位をつけながら遠隔・ICT 学習環境等教育の情報化を進めるとともに効果的な備品の整備を推進します。

学校図書館の充実への支援

取組主体：行政

司書の定期派遣や巡回派遣により、学校図書館の充実を支援します。

安全・安心で美味しい小学校給食の提供

取組主体：行政

安全・安心な食材の調達及び地元で生産された亀岡産京野菜等の地場産物の活用のほか、新たなメニュー開発等により「美味しい給食」の安定提供を推進するとともに、「給食だより」等により地場特産物を学ぶ機会を確保します。

中学校選択制デリバリー弁当の充実

取組主体：行政

生徒や保護者、学校等の意見を踏まえながら中学校選択制デリバリー弁当が利用しやすい雰囲気づくりを推進します。

3 教育内容の充実

学力の充実・向上

取組主体：行政

読書活動等の推進とともに、全国学力・学習状況調査や京都府学力診断テスト等から成果や課題を明確にし、「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った指導方法の改善等を推進します。

小中一貫教育・小中連携教育の推進

取組主体：行政

9年間の義務教育を見通した系統的・継続的な教育により、教科指導等の充実による学力向上や小学校から中学校への円滑な接続等を推進します。

体験活動等の充実

取組主体：行政

ふるさと亀岡の歴史・文化・芸術・自然や、環境学習、職場体験学習等を通して、ふるさと愛や誇りを育むとともに、望ましい職業観・勤労観を育む取組を推進します。

国際理解教育、並びに外国人児童生徒への学習支援の推進

取組主体：行政

外国語指導助手の派遣等、外国の言語・歴史・文化にふれる機会を持ち、国際理解を深め、グローバルな人材育成を推進するとともに、外国人児童生徒教育支援員を配置するなど、外国人児童生徒の支援体制を整備します。

生徒指導・教育相談活動の充実

取組主体：行政

規範意識の高揚や自他の生命の尊重、自尊感情の育成、他者への思いやり等、豊かな人間性や社会性の育成を指導するとともに、児童生徒や保護者からの相談に対応するため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置や関係機関との連携を推進します。

人権教育の推進

取組主体：行政

人間の尊厳と基本的人権の尊重を基盤に据え、児童生徒の発達段階に応じた、人権感覚及び実践・行動力、人権尊重の育成を図るなど、人権教育を推進します。

特別支援教育の充実

取組主体：行政

通級指導教室の整備や特別支援教育支援員の配置等、特別な支援を要する児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援体制の充実を図ります。また、就学前からの教育相談により、早期対応、早期支援を推進します。

健やかな体づくりと食育の推進

取組主体：行政

健康な生活を送り、体力を向上できるよう、体を動かすことを促進するとともに、正しい食事の体得や地場農産物を活かした食文化を楽しむなど、家庭と連携した食育の取組を推進します。

サイエンスボランティアの育成

取組主体：協働

学校や関係機関、地元企業、サイエンスボランティア等との連携と広報の充実等、サイエンスフェスタ及びサイエンスフレンズ学習クラブの協力の輪を広げる活動を推進します。

教職員の資質の向上

取組主体：協働

教育研究所や京都府総合教育センターの研修と実践的な研究会等を通じて、ICT教育など時代の要請に対応した教育が行えるよう教員の資質向上を推進します。

新しい教育への対応

取組主体：協働

外国語教育やプログラミング教育など新しい教育に取り組みます。

4 児童生徒の安全確保

安全・安心な通学路の確保

取組主体：行政

亀岡市通学路交通安全プログラムに基づき、関係機関が連携し、安全対策を推進します。

遠距離通学する児童生徒の安全確保

取組主体：行政

山間部・周辺部で遠距離通学する児童生徒に対し、必要な場合はスクールバスを運行するとともに、公共交通機関に要する費用や自転車通学用ヘルメットの費用の補助など、保護者の負担軽減を図ります。

学校内における児童生徒の安全確保

取組主体：**行政**

教職員の危機管理意識を高め、児童生徒の身を守るための学校体制づくりを推進するとともに、学校安全対策委員会の活動を支援し、学校の安全・安心の確保を推進します。

安全教育の推進

取組主体：**行政**

防災訓練、交通安全教室等を実施し、児童生徒が身の回りの危険を察知し、自らを守る行動がとれるよう、安全教育を推進します。

学校安全メールシステムの活用促進

取組主体：**行政**

児童生徒が不審者等の被害にあわないよう、保護者等へ情報発信するための学校安全メールシステムへの登録を促進するとともに、関係機関との連携強化を図り、情報発信を推進します。

5 就学援助・相談体制の充実

就学援助の推進

取組主体：**行政**

就学援助制度により、経済的な理由により就学が困難な児童生徒の学びの機会均等に努めます。

教育相談事業の充実

取組主体：**行政**

幼児・児童生徒の教育上の諸課題について、教育相談員及び臨床心理士等が専門的な立場から助言及び援助を行い、心身ともに健全な幼児・児童生徒の育成を推進します。

適応指導教室の充実

取組主体：**行政**

不登校で悩んでいる小中学生を対象に開設する適応指導教室において、在籍校及び関係機関と連携しつつ、集団生活への適応と学校復帰や自立に向けた支援を推進します。

第2節 生涯学習・社会教育

【現状と取り組むべき課題】

- ・平成30（2018）年度に「生涯学習都市宣言30周年」として学びフェスタを開催するとともに、3大シンボル講座の実施等により、市民の生涯学習機会を創出してきました。
- ・各種講座への参加者が固定化・高齢化し、新たな参加者が少ない状況にあります。また、生涯学習の拠点であるギャラリーかめおかの計画的・予防保全的な修繕・更新が必要です。
- ・社会教育では、家庭の教育力向上とともに、家庭と地域、学校が連携し、すべての子どもたち、そして障がいのある人に学びの機会を提供してきましたが、人生100年時代において、市民の誰もが各ライフステージにおいて、適切な学びの機会を得られる仕組みづくりが必要です。
- ・市民にとって身近な学習拠点となるよう、インターネットの活用や蔵書の充実、学校図書指導員の配置、読書ボランティアの養成など図書館サービスの充実に取り組んできました。
- ・情報発信の充実や本に親しむきっかけづくり、ボランティアの人材確保等により、子どもの読書活動を広げることが必要です。

【解決策】

若者や現役世代、外国人等を含めた多くの人を学びや活動にすそ野を広げ、それぞれが主体的に参加するきっかけづくりを推進します。また、生涯学習施設の長寿命化を図り、安全・安心・快適な施設を提供します。

地域と学校が互いに連携・協働し、次世代を担う子どもをはじめ、市民の誰もが、豊かな学びを得られる環境を整備します。また、各世代の読書環境整備のため図書館を充実させます。

- 1 地域で循環する学びの機会提供
- 2 ギャラリーかめおかの適正な管理
- 3 社会教育の推進
- 4 図書館の充実
- 5 長寿社会における生涯学習の推進

【具体的施策】

1 地域で循環する学びの機会提供

ギャラリーかめおか人材バンクの周知と活用

取組主体：協働

ギャラリーかめおか人材バンクの周知と活用を促進します。

三大シンボル講座等各種事業の実施

取組主体：協働

コレージュ・ド・カメオカ、亀岡生涯学習市民大学、丹波学トークの三大シンボル講座をはじめとする、各種生涯学習事業を推進します。

学習活動にかかわる情報の受発信

取組主体：協働

市内の学習活動に関わる民間・団体・サークル等に関する情報を集約でき、Webサイト（ホームページなど）を活用した誰もが情報を受発信できる方法を検討します。

2 ガレリアかめおかの適正な管理

修繕計画に基づく施設・設備の修繕・更新

取組主体：**行政**

修繕計画に基づくガレリアかめおかの施設・設備の修繕・更新を推進します。

3 社会教育の推進

家庭教育の支援

取組主体：**協働**

子どもの発達段階に応じた家庭教育支援の取組を推進します。

障がいのある人の学びの支援

取組主体：**行政**

共生社会の実現に向け、障がいのある人が豊かな人生を送ることができるよう、学びを支援し、地域や社会への参加を促進します。

地域と学校による連携・協働強化のための仕組みづくり

取組主体：**行政**

地域と学校が、連携・協働できるよう、地域全体で子どもたちの成長や学びを支え、地域を創生する団体を支援します。

学習支援員の確保のための仕組みづくり

取組主体：**行政**

南丹教育局と連携しながら、人材確保に努めるとともに、データベース化を推進します。

4 図書館の充実

図書館サービスの充実

取組主体：**行政**

市民のニーズに応えるため、ホームページの充実をはじめとした様々な図書館サービスを充実させます。

図書資料等の充実

取組主体：**行政**

明智光秀に関するものをはじめ、特に地域の特色を活かした資料を充実させます。

子どもの読書環境の充実

取組主体：**行政**

ブックスタート事業や学校図書指導員の配置等により、子どもの読書環境を充実させます。

読書ボランティアへの支援とネットワーク強化

取組主体：**行政**

読書ボランティアへの支援や「かめおかっこ 夢・未来 読書プラン推進会議」の定期的開催を推進します。

5 長寿社会における生涯学習の推進

人生 100 年時代の生涯学習の研究

取組主体：**行政**

人生 100 年時代において、生涯学習社会の実現のため、必要となる生涯学習のあり方や生涯学習施設・図書館等のあり方について、専門家や市民と連携して研究に取組みます。

第3節 スポーツ振興

【現状と取り組むべき課題】

- ・生涯スポーツデー・ふれあいスポーツデーや各種教室、大会の開催により日常的にスポーツに親しめる機会の創出や、サンガF.C.と連携してサンガつながり隊、アカデミースペシャルを実施し、プロアスリートとふれ合う機会の提供を推進しています。
- ・市民に生涯スポーツを定着させるため、各種スポーツイベントのさらなる充実が必要です。
- ・各種スポーツ事業の充実と、亀岡市外からの来場者の獲得が必要です。
- ・府立京都スタジアムや亀岡運動公園、周辺の自然を活用したアウトドアフィールドによるスポーツ事業及びスポーツ観光の展開が必要です。
- ・府立京都スタジアムへの市民の理解を深め、市民にとって身近な施設にしていく必要があります。

【解決策】

スポーツ行事の充実により、幼児から高齢者まで健康で活力ある生活を送ることができるような取組を推進します。また、府立京都スタジアムを中心に、スポーツを通じたまちの活性化を推進します。

- 1 生涯スポーツ社会の推進と充実
- 2 スポーツを活かした地域づくり

【具体的施策】

1 生涯スポーツ社会の推進と充実

子どものスポーツ機会の充実

取組主体：協働

幼児期・児童期の子どもに対し、様々な種目のスポーツに親しめる機会を設けるとともに、トップアスリートやプロチームの選手とふれ合う機会の提供を推進します。

市民のスポーツ機会の充実

取組主体：協働

青年期以降の市民に対し、年代に応じて主体的・継続的なスポーツライフの実現に向けたサポートを推進します。

2 スポーツを活かした地域づくり

スポーツ大会・イベント等の開催及び支援

取組主体：協働

スポーツと本市の豊かな自然や観光、食等の地域資源を結びつけ、健康づくりはもとより、交流活動やにぎわいづくりを推進します。

府立京都スタジアムの情報発信

取組主体：行政

府立京都スタジアムが市民に身近な施設となるよう、スタジアムの情報発信を推進します。

第4節 文化芸術・歴史文化

【現状と取り組むべき課題】

- ・「かめおか霧の芸術祭」の拠点施設となるK I R I C A F Eを整備し、亀岡ゆかりの人の作品を展示するなど、身近に芸術作品とふれる機会を提供しています。
- ・文化拠点等のあり方の検討が必要です。
- ・史跡丹波国分寺跡の遺構表示を進めています。
- ・史跡整備を計画的に進めるとともに、各施設の活用や市内に点在する文化財のネットワーク化によるモデルコースづくり等、来訪者が市内各所へ立ち寄る仕組みづくりが必要です。
- ・文化財や伝統文化の保護・継承が必要です。
- ・興味を集める企画や情報発信を展開することが必要です。

【解決策】

文化芸術活動の機運を高め、本市の持つ特性を活かした個性ある文化の薫るまちづくりを推進するとともに、歴史的な文化財を保存します。

- 1 文化芸術活動の推進
- 2 伝統文化の保存と活用
- 3 文化・芸術拠点の充実

【具体的施策】

1 文化芸術活動の推進

芸術祭の開催

取組主体：協働

「かめおか霧の芸術祭」等を通じ、市民が身近に芸術にふれる機会の提供を推進します。

2 伝統文化の保存と活用

文化資料館事業の充実

取組主体：協働

亀岡の奥深い魅力を知ってもらうために、資料館機能の維持を図りながら、常設展や企画展・特別展の開催や情報発信を充実させます。

文化資料館における調査研究・普及活動の充実

取組主体：協働

亀岡地域の文化財に関する調査研究をすすめるとともに、地域で活動する市民団体などと連携し、まち歩きなど、身近な歴史や亀岡の魅力に触れる機会を充実します。

食文化の伝承

取組主体：協働

地元根づく食文化やふるさとの味を伝承する場として、料理教室の実施を支援するとともに、小学校や保育所の給食に使用される地元産食材の利用拡大を推進します。

文化財指定による保護及び啓発活動

取組主体：**協働**

文化財の指定による安定的な保存・活用を図るとともに、広報やホームページ等への掲載による広報活動等により、市内外への周知啓発を推進します。

地域の文化財の計画的な保存・活用

取組主体：**協働**

地域の文化財を次代に伝えるために、保存計画を策定し、資料調査や記録作成および地域での保存・活用の支援に努めます。

3 文化・芸術拠点の充実

文化拠点のあり方の検討

取組主体：**協働**

文化拠点となる施設や機能について、委員会等を設置してそのあり方を検討します。

歴史を学ぶ拠点の整備

取組主体：**協働**

歴史文化を体験し、学ぶ場として、亀岡が誇る重要史跡である丹波国分寺跡の整備を推進します。

第1節 地球環境・省エネルギー

【現状と取り組むべき課題】

- ・広域的な環境学習の拠点として、特色ある自然体験型環境学習事業を市民団体との協働により実施しました。今後も充実を図る必要があります。
- ・公共事業においては、法律に基づき、廃棄物などの循環資材が有効に利用・適正処分されています。
- ・環境への負荷が少ない再生可能エネルギーの普及及び活用の促進のため、木質ペレットストーブの購入に対して助成し、木材の再利用促進を図っています。
- ・再生可能エネルギーの利活用など環境に負荷のない取り組みを推進するため、京都府等と連携する中で、補助金制度による再生可能エネルギー利活用の推進、自治体新電力会社「亀岡ふるさとエナジー(株)」設立によるエネルギー地産地消の取り組み開始などがされていますが、市内全域での低炭素化は進んでおらず、加速する必要があります。
- ・市の事務・事業において市独自の環境マネジメントシステムの運用により省エネルギー化を推進、亀岡市地球温暖化対策実行計画において、H26年度からR2年度までに温室効果ガスの総排出量9%削減の目標を達成しました。次年度以降の新たな目標の設定を行う必要があります。

【解決策】

「亀岡生き物大学」を中心に市民団体と協働し、自然体験型の環境学習を充実させるとともに、亀岡ふるさとエナジー(株)を中心として、市民、事業者、行政が協働で低炭素化に取り組むまちづくりを目指します。

1 自然体験型の環境学習

2 低炭素化のまちづくり

【具体的施策】

1 自然体験型の環境学習

地球環境子ども村事業の充実

取組主体：行政

本市の豊かな自然を活かし、特色ある自然体験型の環境・ふるさと学習を充実させます。

2 低炭素化のまちづくり

再生可能エネルギー利活用の推進

取組主体：協働

市内の再生可能エネルギー（太陽光や消化ガス）を最大限活用し、エネルギーの地産地消を進めます。

省エネルギー化の推進

取組主体：行政

市民や事業者に対し、地球温暖化対策や省エネルギーに関する情報発信を推進します。また、独自の環境マネジメントシステムの運用により、市の事務・事業における省エネルギー化をさらに推進します。

第2節 資源循環・廃棄物処理

【現状と取組むべき課題】

- ・適正排出の徹底による、ごみ減量・資源化を推進、プラスチック製容器包装及びペットボトルの分別回収を実施することにより、意識が向上してきました。令和9年度に資源化率の20.5%達成に向けて、更なる分別拡大を進める必要があります。
- ・ごみ処理体制の充実と廃棄物処理施設の機能維持のため、桜塚クリーンセンターとエコトピア亀岡で施設・機械の修繕を実施しました。今後も適切な施設管理、計画的な修繕または設備更新を進めていく必要があります。
- ・老朽化した若宮工場での受入停止と船井郡衛生管理組合への処理委託を実施しました。京都府において令和2年度に広域化・共同化計画を策定することになっており、動向を注視する必要があります。
- ・浄化槽の設置補助と啓発を実施、浄化槽普及推進地域内における浄化槽新規設置を促進できました。適正な維持管理についても啓発を実施しました。今後も継続的に行っていく必要があります。
- ・不法投棄監視パトロールについて、警察署や京都府との連携による指導や検挙、郵便局・新聞配達会社・（公財）亀岡市環境事業公社との協定締結による情報共有により、不法投棄事案の増加を防止することができました。
- ・亀岡駅前での早朝清掃活動やのぼり等の設置、看板・ステッカー・チラシ等作成により、不法投棄防止の啓発を実施しました。

【解決策】

「3R型のライフスタイル・ビジネススタイルを目指して」を目標に、アップサイクル等による新たな価値の創造、リサイクル資源量の増加と廃棄物の減量を図るとともに、ごみの安定処理・処分のための安全・安心な施設整備を推進します。

また、環境保全のため、浄化槽の設置と適正な維持管理の啓発を推進します。不法投棄に対しては、検挙と監視強化及び市民啓発を推進します。

- 1 ごみ減量・資源化の推進
- 2 生活排水処理の推進
- 3 不法投棄に対する監視及び啓発

【具体的施策】

1 ごみ減量・資源化の推進

ごみ減量・資源化に係る仕組みづくりと啓発活動

取組主体：協働

使用済み小型家電等の資源化に向けてさらなる分別回収を進めるとともに、広報やホームページ等により、資源化に関する意識の向上を推進します。

ごみ処理手数料の改定に向けて検討

取組主体：**行政**

ごみの受益者負担の適正化のため、亀岡市指定ごみ袋の料金の見直しを実施し、ごみ減量化に関する意識の向上を推進します。

2 生活排水処理の推進

浄化槽の設置支援

取組主体：**協働**

浄化槽設置にかかる費用に対する補助金の交付を推進します。

浄化槽の適正管理の促進

取組主体：**協働**

浄化槽の新規設置と設置後の適正管理について、啓蒙・啓発を推進します。

3 不法投棄に対する監視及び啓発

不法投棄監視パトロールの実施

取組主体：**行政**

不法投棄監視パトロールを定期的を実施することで、投棄物の早期発見及び撤去を推進します。

関係機関との連携強化

取組主体：**協働**

警察や府、協定による事業者との連携による監視体制の強化を推進します。

啓発活動の推進

取組主体：**協働**

不法投棄禁止看板等の啓発物の作成・設置を推進します。また「かめおか環境デー」における美化活動を実施し、意識啓発を推進します。

第3節 自然環境

【現状と取り組むべき課題】

- ・河川護岸工事等において環境にやさしい工法工種を採用し、生態系の維持に努め、魚の成育に寄与するなど一定の効果は出ています。今後も河川区域内での整備を行う必要があります。
- ・河川に対する市民の愛護意識を高めるため、広報活動を通じて取り組みを行い、河川愛護活動への市民参加が増えました。今後も市民の関心を高める必要があります。
- ・第2次亀岡市環境基本計画に基づき、環境にやさしい取り組みを進めるとともに情報発信を行い、亀岡ふるさとエナジー(株)設立によるエネルギーの地産地消などの事業が展開できました。第3次亀岡市環境基本計画を策定し、みんなで考え取り組める環境にやさしいまちの仕組みづくりを推進することで、持続可能なまちづくりへ展開していくことが求められます。
- ・野生生物の生物多様性の維持保全を図り、特にアユモドキについて市の魚に選定しました。今後も協働により、引き続き保護保全活動を継続していく必要があります。
- ・環境保全・災害防止に向けた適切な指導、規制、調査を行うとともに、公害苦情低減のため、専任監視員によるパトロールを実施しました。水質・騒音等については引き続き定期的な監視が必要です。空き地の雑草については、所有者不在により適正に管理されていない課題があります。
- ・市民、行政、NPO、関係機関、行政等が参画する「川と海つながり共創プロジェクト」と連携し、環境教育・漂着ごみ調査・清掃活動事業を展開し、「かめおかプラスチックごみゼロ宣言」を発出するとともに、「亀岡市プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例」に向けた取り組みを進めました。2030年までに使い捨てプラスチックごみゼロのまちを実現するため、多角的な取り組みを進めていく必要があります。
- ・市民、事業者、行政が積極的に美化重点地域での清掃活動に取り組むなど、環境美化の推進を図りました。環境美化を推進していくためには、ごみの排出抑制、ポイ捨て禁止の啓発に努めるとともに、エコウォーカー等の導入によるボランティアな環境美化の取り組みを推進する必要があります。
- ・森づくりに協力、あるいは主体的に取り組む団体を推進し、環境保全活動を支援しました。森林普及啓発等の活動団体の支援が充実できるよう関係団体と連携します。

【解決策】

市民・関係団体との連携により、森林普及啓発や河川の整備や維持管理等を進めるとともに、2030年までに使い捨てプラスチックごみゼロのまちを目指す取り組みをきっかけとして、環境・経済・社会が一体となった持続可能性を向上させる環境にやさしいまちづくりを目指します。

- 1 自然環境の保全と整備
- 2 「かめおかプラスチックごみゼロ宣言」の推進
- 3 市民活動の推進

【具体的施策】

1 自然環境の保全と整備

亀岡市環境基本計画の進行管理

取組主体：協働

環境の保全及び創造に関する長期的な目標と施策の方向を示した亀岡市環境基本計画に基づき、取組状況の進行管理を推進します。

アユモドキの保護保全及び生物多様性の維持保全

取組主体：協働

協働でアユモドキの保護保全活動を実施し、アユモドキが安定して生息できる環境を創出するとともに、希少な野生生物の生物多様性の維持保全を図ります。

環境、生態系にやさしい水辺環境づくり

取組主体：行政

護岸工事等の際、環境にやさしい工法工種を採用し、豊かな生態系の復活を図ることにより、自然とのふれあいの場を提供する施設を整備します。

安全・安心を守る環境保全監視活動の実施

取組主体：協働

環境保全監視活動を実施し、市民の公害不安の解消と安全・安心の確保を図ります。

2 「かめおかプラスチックごみゼロ宣言」の推進

漂着ごみ発生抑制に関する環境保全啓発活動

取組主体：協働

「川と海つながり共創プロジェクト」と連携し、環境教育・漂着ごみ調査・清掃活動事業を行うとともに、市民、事業者、行政等の協働による「保津川の日」を開催し、漂着ごみ発生抑制に向けた環境保全啓発活動を推進します。

エコバッグ持参率100%を目指す取組

取組主体：協働

プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例の施行により、エコバッグ持参率の向上とごみの減量化を推進し、2030年までに使い捨てプラスチックごみゼロのまちを目指します。

ペットボトルの削減を目指す取組

取組主体：協働

公共施設や市内店舗と連携し、マイボトルで亀岡のおいしい水を給水できる給水スポットづくりを推進します。

環境先進都市・亀岡のブランド力向上

取組主体：協働

積極的かつ多様な環境保全活動を展開するとともに、環境教育の推進や環境と芸術とのコラボレーションにより新たな価値を創造することで、亀岡の魅力向上につなげます。

3 市民活動の推進

環境美化意識に関する新たな仕組みづくり

取組主体：協働

美化推進重点地域である亀岡駅周辺を中心とした清掃活動を実施するとともに、エコウォーカーによる清掃活動の仕組みづくりと拡大を図ります。

河川愛護団体の育成及び活動支援

取組主体：協働

河川清掃や美化活動に支障をきたすことがないよう河川内を整備するとともに、案内板の設置など、河川への関心を高める活動を支援します。

関係団体との連絡・調整

取組主体：協働

森林普及啓発等の活動団体の支援が充実できるよう緑花協会等と協議を行います。

第4節 公園・緑地

【現状と取り組むべき課題】

- ・「緑の基本計画」に基づき、緑あふれるうるおいのある都市の創造を目指し、市民・企業・行政の協働で計画的かつ効果的な緑のまちづくりを推進しました。
- ・都市公園の配置方針に沿った適正配置の検討や開発公園の設置指導を行い、市民に親しまれる公園整備を進め、良好な都市環境を形成しました。
- ・公園施設長寿命化計画に基づく計画的な施設の更新のほか、定期点検や日常点検を実施し、適正な維持管理を行いました。効果的な整備の促進とともに、市民に親しまれる公園や緑地の適正な配置を推進する必要があります。
- ・（公財）亀岡市都市緑花協会と連携し、街路樹などの植栽樹木の維持管理やイベントの開催等により、花と緑のまちづくりの普及啓発活動を実施しました。都市緑化を推進するため、意識啓発と、市民参加の取り組みを促進していく必要があります。

【解決策】

市民・企業・行政の協働により、豊かな自然環境と地域の特性を活かした潤いのある緑のまちづくりを進め、公園・緑地の適切な維持管理と地域緑化を推進します。また、地域のにぎわいと交流のある拠点を整備します。

1 身近な公園・緑地の確保

2 地域緑化の推進

【具体的施策】

1 身近な公園・緑地の確保

市民に親しまれる公園・緑地整備の促進

取組主体：行政

市民が自然とふれ合い、交流できる憩いの場として京都・亀岡保津川公園の整備を推進するとともに、新たな公園整備を促進します。

緑地保全及び緑化の推進

取組主体：協働

「緑の基本計画」に基づき、計画的かつ効果的な緑のまちづくりを推進します。

既存公園の長寿命化対策

取組主体：行政

公園施設長寿命化計画に基づき、緊急性・優先性の高い施設から改修を実施し、施設の劣化による事故の未然防止を推進します。

2 地域緑化の推進

花と緑のまちづくりの推進

取組主体：協働

市民参加によるウェルカムガーデン、スポットガーデンの拡充など、地域との協働による花と緑のまちづくりを推進します。

第1節 商業

【現状と取組むべき課題】

- ・消費の市外流出が一段と顕著になり市内消費の拡大が求められる状況で、「亀岡市商店街にぎわいづくり推進計画」に基づき、年次計画に沿った事業を推進し、活性化やにぎわいづくりの企画や課題解決について、専門支援員等を派遣し伴走支援を行いました。スタジアムに訪れる客層の取り込みや時代ニーズに即したサービスの提供などにより、既存商店等へ呼び込む仕組みづくりが必要です。
- ・大規模小売店舗の顧客の争奪が激しさを増している中、活性化や「南丹地域商業ガイドライン」に基づく誘導及び商業拠点の確立を支援しました。少子高齢化による人口減少や後継者不足などにより、中心市街地においても空洞化が進むなか、スタジアムを核とした駅周辺の賑わい活性化対策や既存の小規模・中小商店の育成・活性化を図り中心市街地の魅力を発信する仕組みづくりが必要です。
- ・特産品開発・販売や地域ブランドの確立に向け、継続的な協議・検討を行うとともに、商業・サービス業等における、創業支援や財政的支援が必要です。また、産学公連携のために大学や関係機関・団体と協議・検討を進めており、今後一層の連携を進める中で、産業基盤の強化や人材育成を目的に、地域経済の活性化を進めていく必要があります。

【解決策】

商工会議所や商店街、関係機関・団体等と連携しながら、スタジアムに訪れる新たな客層を市内に取り込む仕組みづくりや時代ニーズに即したサービスの提供を促進するとともに、特産品開発や地域ブランドの確立に向け、京都先端科学大学等との産学公連携を通じ、新たな産業・技術開発を支援します。

- 1 スタジアムを核とした商店街等の活性化
- 2 小規模・中小企業者の支援
- 3 商業拠点の創出
- 4 産学官連携及び農商工連携の推進

【具体的施策】

1 スタジアムを核とした商店街等の活性化

府立京都スタジアムを活用した誘客の推進

取組主体：協働

スタジアムを核とした来訪者を既存商店等に誘導する仕組みづくりやキャッシュレス決済等時代ニーズに即したサービスの提供などを支援し、まちの活性化を促進します。

2 小規模・中小企業者の支援

小規模・中小事業者の支援

取組主体：行政

市及び関係団体等の広報媒体を活用し、融資制度、補助制度の周知を推進します。

3 商業拠点の創出

「南丹地域商業ガイドライン」に基づく適正誘導及び商業拠点づくりへの支援 取組主体：**協働**

関係団体との協議等を踏まえ、当該地域にふさわしい大規模小売店と個店の役割分担による共存を図り、商業拠点の創出を促進します。

4 産学官連携及び農商工連携の推進

産学官連携及び農商工連携の推進体制の確立 取組主体：**協働**

大学、企業、生産者等関係者による検討協議の場を設けるとともに、継続的な支援と体制づくりを推進します。

第2節 工業

【現状と取り組むべき課題】

- ・企業訪問や企業座談会の実施により、企業との良好な関係を築き、誘致することで市税収入の増収を図るとともに、雇用の拡大を図り、地域の活性化につなげました。現在は篠 IC 周辺に新たな工業団地が形成されています。今後も空き用地等の把握に努め、京都府等関係機関と連携した積極的なPR活動が必要です。
- ・企業立地促進条例の活用をもって、市内における企業等の新規立地や規模拡大（増設・建替）を奨励し、市税収入の拡大と雇用創出による地域経済の活性化を図りました。優遇措置の充実や企業との情報共有により、既存企業の事業拡大や人材確保を支援し、市外への流出を防止することも必要です。

【解決策】

優良な企業を誘致するとともに、既存企業の規模拡大や新産業の創出を支援することにより、付加価値の高い産業の振興を推進します。また、有益な情報収集や発信の機会を充実させることにより、企業との連携強化を推進します。

- 1 企業誘致の促進
- 2 既存企業の定着促進

【具体的施策】

1 企業誘致の促進

工業適地の情報発信

取組主体：協働

造成中の篠 IC 周辺工場用地に関する情報収集及を行い、京阪神地区をはじめ、近畿圏・全国に情報発信を推進します。

企業立地への支援

取組主体：協働

企業立地に対する優遇措置の要件緩和及び新たな措置を講じ、ベンチャー企業をはじめとする様々な企業が立地しやすい条件を充実させます。

2 既存企業の定着促進

企業ニーズの把握と信頼関係の構築

取組主体：行政

企業訪問活動や企業との懇談会を通じて情報収集を行い、企業との信頼関係を構築企業するとともに、企業ニーズに迅速に対応することにより既存企業の流出防止に努めます。

優良企業の育成

取組主体：行政

産学官連携の体制を構築し、付加価値の高い企業の育成と企業人材の育成・確保を支援します。

第3節 観光

【現状と取組むべき課題】

- ・誘致活動を経て、明智光秀を主人公とした大河ドラマ「麒麟がくる」の放送が決定したことを受け、市内各種団体で構成される「大河ドラマ『麒麟がくる』亀岡市実行委員会」を設立し、大河ドラマ館の設置を核として、各種事業を行うとともに、「大河ドラマ「麒麟がくる」推進協議会」と連携して観光施策を推進しました。今後は大河ドラマ効果を一過性のものとし、観光戦略が必要となります。
- ・「三大観光」を含めて市内各所の観光資源や店舗を面的に結ぶ着地型・滞在型の観光コースの商品開発を推進するとともに、旅行会社等へのプロモーションにより積極的な情報発信を実施しました。観光客が市内各所に足を運ぶ仕組みづくりに向けて取り組む必要があります。
- ・関係団体と連携した観光キャンペーン、ホームページやSNS等多様なメディアの活用により、国内外へ本市の魅力ある情報を発信しました。
- ・市内各地における多言語表示の観光案内看板整備、及び道標・駒札建替を行い、観光客が市内の観光地へ円滑に訪問できるよう環境を整備しました。今後は観光地としての雰囲気づくりに加え、市民の観光ホスピタリティを醸成していくことが必要です。
- ・観光関連団体の主体的な取り組みを、亀岡市観光協会が中心として支援することにより、協会組織の強化と協会を中心とした推進体制を構築し、各種会議への参加及び支援を行いました。観光振興を市民や観光事業者主体で総合的に推進するため、森の京都地域振興社及び亀岡市観光協会を中心とした推進体制を強化します。
- ・『森のステーションかめおか』の取り組みを、より定着化させ、また魅力的なものとするため、コテージの新築、交流会館の整備、七谷川野外活動センターの改修、「あずまや」の新設及びツリーハウスに宿泊機能を持たせるなどの事業を進め、地域資源の活用や観光推進に取り組みました。今後は取り組みについてより広く知っていただく必要があります。

【解決策】

世界的な観光都市に隣接する地理的条件や、豊かな自然・農産物、特色ある歴史・文化を活かし、関係機関や市民等との連携・協働により、「光秀公のまち亀岡」をキーワードに三大観光やスタジアムを中心とした観光振興とともに、『森のステーションかめおか』の取り組みをより魅力的なものとするための施設整備を進めます。

- 1 観光資源の活用・整備
- 2 観光PR活動の推進
- 3 観光地の意識づくりと市民参画
- 4 観光振興体制の強化

【具体的施策】

1 観光資源の活用・整備

観光資源の魅力の向上

取組主体：協働

観光客の視点で「三大観光」及び府立京都スタジアムをはじめ、本市の豊かな自然や農産物、歴史ある伝統文化のさらなる発掘と見直しを行うとともに、関係者との連携により魅力の向上を図ります。

観光資源のネットワーク化

取組主体：協働

関係機関と連携・協力し、「三大観光」及び府立京都スタジアムを中心とした周遊観光の仕組みづくりを推進します。

「光秀公のまち亀岡」の確立

取組主体：協働

大河ドラマ効果が一過性のものとならないよう、「光秀公のまち亀岡」としての魅力売り込む観光PR、地域のおもてなし力の向上等、持続的な観光振興施策を実施します。

体験・滞在型観光の推進

取組主体：協働

空き家を活用したゲストハウスや農家レストランを活用した観光客誘致、アグリツーリズムやスローフード、匠、職人との交流の場など、滞在型の地域資源の活用や積極的なPRにより、観光推進に取り組みます。

森のステーションかめおかの魅力の向上

取組主体：行政

森のステーションかめおかにおいて、サービスの向上を図るとともに、インターネット予約サイトの充実やPR活動の推進を図り、ホームページの充実などを通じて利用促進に努めます。

2 観光PR活動の推進

観光「亀岡」のPR

取組主体：協働

亀岡の新たな魅力づくりを進めるとともに、関係機関との連携によりインターネット等の多様なメディアを活用し、全国へ観光「亀岡」を発信します。

広域観光圏の情報発信強化

取組主体：協働

「京都丹波観光協議会」「大丹波連携推進協議会」等と連携した活動等を通じて、交通アクセスの利便性の向上により身近になった「京都・丹波」地域の観光資源をより効果的に観光客にPRし、観光誘客を図ります。

国内外からの誘客

取組主体：協働

観光入込客数・観光消費額の拡大を目指し、関係機関や近隣都市と連携し、外国人観光客をはじめ、首都圏や中部地方、京阪神等からの誘客を図ります。

3 観光地の意識づくりと市民参画

観光地にふさわしい環境整備とホスピタリティの育成

取組主体：協働

多言語表示による観光案内板等のサイン整備や観光マップ等の充実とともに、観光客を迎える市民の観光ホスピタリティの育成・向上を推進します。

市民主体の観光まちづくりの推進

取組主体：**協働**

住民・民間団体による主体的な取組の促進、一般社団法人亀岡市観光協会の組織強化を図ります。また、地域住民や事業者と協力し、点在する観光資源や交通拠点を結ぶレンタサイクル事業等を推進します。

4 観光振興体制の強化

観光関連団体の強化

取組主体：**協働**

一般社団法人亀岡市観光協会及び一般社団法人森の京都地域振興社を中心とした推進体制強化の検討を検討します。

第4節 農業

【現状と取組むべき課題】

- ・地域の中心的な担い手となる認定農業者の育成及び集落営農の組織化に向けた取組を支援してきましたが、農業者の高齢化や経営の大規模化等農業構造の変化に対応するためには、担い手の増加と経営強化、また組織化をさらに促進することが必要です。
- ・遊休荒廃化の危機の進行に対し「利用状況調査」を兼ねて耕作放棄地調査を行い、平成28年度から平成30年度にかけて、約11.9haの遊休農地・耕作放棄地が解消されました。
- ・農業用施設の維持管理は、下流域の防災対策及び地域の安全性の為に重要であるため、施設の長寿命化及び防災・減災対策を行い、安心安全マップ（ハザードマップ）の作成にも取り組んでいます。農業用ため池の老朽化が深刻ですが、改修事業における地元負担が高額となり、事業化に向けた協議が難航しています。
- ・耕作放棄地の解消や担い手への農地の利用集積を行うことで、生産性の向上や優良農地を整備していくために、平成26年度から国営緊急農地再編整備事業「亀岡中部地区」により、大区画でのほ場整備を進めています。早期事業完了による、集落営農の取組の必要性、営農コストの削減等、今後の農業経営の安定等に向けて取り組んでいます。
- ・農業経営の効率化に向け、農地中間管理事業を活用し、担い手農家等への農地の利用集積拡大に取り組んでいます。農業者の高齢化等に対応するためには、さらなる利用集積面積の拡大が必要です。
- ・地域の活動組織が行う共同活動による農地や農道、水路等の集落環境の維持・向上に向けた取り組みを支援しています。
- ・亀岡地域農業再生協議会を中心に、土地利用型作物の需給調整システムの構築や特産品の生産振興などに取り組み、本市の特産品と呼べる作物の生産が増加しましたが、販売農家の経営耕地面積は減少の一途をたどっており、歯止めをかける必要があります。
- ・食肉センターを中心として、安定供給・流通体制の強化と、「亀岡牛」の一層のブランド化を進め、生産者側取り扱う側との連携を誘導することで「亀岡牛名店会」が発足しましたが、亀岡牛の認知度向上と飼養頭数の増加が課題です。
- ・ふるさと納税返礼品に地場産品を活用し魅力ある返礼品の開発促進、品目数の拡大及び発信に努め、農畜産物の生産振興をはじめ、本市の産業振興、地域経済の活性化につなげてきましたが、全国的にも同様の取組が進んでいるため、新たな魅力の発掘、返礼品の見直し及び掲載方法等の創意工夫がより必要な状況です。

【解決策】

地域の実情に合わせた農業振興及び集落機能の維持向上を図るとともに、ほ場整備や耕作放棄地の解消、担い手づくり、経営体の強化を進めます。また、農業用ため池改修に向け防災減災対策を推進します。

耕種農家と畜産農家の結び付け・消費者の巻き込みにより、農畜産業の振興を推進するとともに、ふるさと納税返礼品の発注機会を増やすことにより、地域経済の活性化につなげます。

- 1 営農組織と人材の育成
- 2 水田の有効活用
- 3 農業基盤の強化
- 4 特産品の振興
- 5 有害鳥獣対策の推進

【具体的施策】

1 営農組織と人材の育成

認定農業者と営農組織の育成

取組主体：行政

地域の中心的な担い手となる認定農業者の育成・強化及び集落営農の組織化に向けた取組を支援します。

2 水田の有効活用

亀岡地域農業再生協議会による各種農業施策の推進

取組主体：協働

協議会の中で、国等の農業施策を検討・実施するとともに、地域への情報提供を行い、持続的な農業を推進します。

3 農業基盤の強化

農地集約化の推進

取組主体：行政

農業経営の効率化に向け、農地中間管理事業を活用し、担い手農家等への農地の利用集積拡大を推進します。

ほ場整備事業の推進

取組主体：行政

ほ場整備事業により農業基盤の整備を行うことで、担い手への農地の集約化を図り、地域での集落営農を進めます。

耕作放棄地の利用促進

取組主体：協働

市内の全農地を対象に調査を実施し、遊休・荒廃農地については、所有者の利用意向を把握するとともに、関係団体との協議を通じて、農地中間管理機構等による活用の促進や非農地証明等の手続き指導により、遊休農地の解消を図ります。

農業用施設の維持管理の促進

取組主体：市民

地域の活動組織による農地や水路等の施設の維持管理・整備改修を促進します。

防災減災対策の推進

取組主体：**協働**

老朽化した農業用ため池の改修など安全性の向上と長寿命化を進め、災害リスクの軽減を図ります。

自然災害等に対する意識の啓発

取組主体：**協働**

安心安全マップの作成により、地震等による防災重点ため池決壊時の氾濫区域の把握、避難場所の把握及び避難意識向上を図ります。

4 特産品の振興

特産品の生産振興

取組主体：**事業者**

亀岡市農業振興協議会において、ビール大麦・小豆の研修や視察を行い、農業者の生産意欲向上を促進します。

亀岡牛の安定供給体制の強化

取組主体：**事業者**

と畜頭数の増加による亀岡牛の安定供給体制の強化を推進し、さらなるブランド振興と消費拡大を図ります。また、生産基盤である畜産農家の施設や、土づくりセンターの施設・機械等を整備します。

5 有害鳥獣対策の推進

鳥獣捕獲の実施

取組主体：**協働**

亀岡猟友会等に協力を得て、有害鳥獣捕獲を推進します。

第5節 林業

【現状と取り組むべき課題】

- ・ 亀岡市里山再生整備事業等により、危険木及び崩土等除去経費の支援を行い、荒廃した森林の整備を実施しました。森林の健全な成長を促進し生産性の向上だけでなく、防災、景観、生物の生息、そして地球温暖化防止のために様々な手段を利用し保全することが必要です。
- ・ 農作物被害を削減できるよう、亀岡市猟友会と連携しながら、有害鳥獣の駆除の実施をしました。今後も被害防止対策の充実・強化が必要です。

【解決策】

林業生産物の生産性向上、防災、景観、生物の生息、地球温暖化防止のため森林の整備・保全を進めるとともに、鳥獣による農林産物の被害防止を推進します。

1 森林整備の実施

2 有害鳥獣対策の実施

【具体的施策】

1 森林整備の推進

森林整備の促進

取組主体：行政

森林の健全な成長の促進と良好な生活環境を確保するとともに、森林施業の省力化、コスト低減を推進します。

林業・森林保全の担い手育成

取組主体：協働

亀岡市森林組合と連携を行い、林業事業就業者の人材育成を推進します。

2 有害鳥獣対策の推進

鳥獣捕獲の実施

取組主体：協働

亀岡猟友会等に協力を得て、有害鳥獣捕獲を推進します。

第6節 労働

【現状と取組むべき課題】

- ・企業との情報交換や連携を図り、企業訪問や企業座談会等を通じて雇用情報の収集や企業に対する地元雇用の拡大・安定化を促進するとともに、先端科学大学において合同企業説明会を実施しました。少子高齢化のなか、人材不足が顕在化しており、企業との更なる連携と情報交換をするなかで、人材確保を支援する対策が必要です。
- ・ハローワークや京都府、関係団体等と連携し、就職個別相談会を実施しました。関連団体と連携を深め、きめ細かな充実した事業展開が必要です。
- ・本市への移住を後押しするために、住宅取得や就職・起業への支援を強化する必要があります。

【解決策】

経済状況や雇用情勢に関わらず、市民の安定した暮らしを守るため、常に状況を把握し、ニーズに即した対応を充実させ、市民や新たな定住希望者の市内企業への就労を支援することにより、安定した雇用の確保を推進します。

- 1 企業との連携強化
- 2 就労支援事業の展開
- 3 雇用対策の推進

【具体的施策】

1 企業との連携強化

定期的な企業訪問・企業との懇談会

取組主体：協働

定期的な企業訪問や懇談会等を通じ、情報を共有することにより、企業への地元雇用の拡大・安定化を促進します。

2 就労支援事業の展開

就労に関する相談事業の開催

取組主体：協働

求人関連情報の提供及び就労に関するセミナー等の開催により、求職者への就労支援を充実させます。

3 雇用対策の推進

合同企業説明会の開催

取組主体：協働

企業や関係団体等との連携により、経済情勢・雇用情勢を的確に把握し、状況に応じて国・府の制度活用等による雇用対策を推進します。

第1節 道路

【現状と取組むべき課題】

- ・ 京都縦貫自動車道の全線開通、国道9号及び各府道の交差点改良や道路改良、バイパス事業等、安全で便利な道路の整備を進めてきました。
- ・ 災害時の孤立化を防ぐとともに、渋滞緩和など利便性を高めるため、京阪神への広域幹線道路のさらなる整備・改良、特に京都市への新たなルートの確保が必要です。
- ・ 主要生活道路や緊急車両の通行が困難な狭小道路の整備を行うとともに、歩道の整備、舗装修繕により既存道路の機能向上と利用者の安全を確保しました。
- ・ 離合困難な狭小道路や歩道がない場所があるため、主要生活道路や狭小道路の整備による既存道路の機能向上と通行の安全確保が必要です。
- ・ 定期的な道路パトロール、道路橋の計画的な修繕、除草等により、道路施設の適切な維持管理を行っています。
- ・ 道路施設の老朽化が進む中、アセットマネジメントの考え方を導入した計画的な維持管理が必要です。

【解決策】

円滑で活気に満ちた都市活動と安全・安心で快適なまちづくりを支える強靱な道路網の計画的かつ効果的な整備を推進するとともに、地域の課題に対応し、歩行者の視点に立った誰もが安全で利用しやすい道路整備を推進します。また、既存の道路施設を有効利用するため、維持管理の徹底を図ります。

- 1 広域幹線道路の整備
- 2 生活道路の整備
- 3 誰もが安全で利用しやすい道づくり
- 4 道路施設の適切な維持管理

【具体的施策】

1 広域幹線道路の整備

国・府道の整備促進

取組主体：**行政**

国道9号について、歩道の整備や交通渋滞緩和に向けた交差点改良、ダブルルート化の事業化に向けて、関係機関への要望を推進します。また、阪神地域とのネットワーク強化に向け、国道372号、423号、477号の整備を促進します。さらに、市内の骨格を形成し、周辺、広域との連携を高める主要地方道、一般府道の整備を促進します。

地域高規格道路の実現化

取組主体：**行政**

阪神地域と南丹地域を結ぶ京都中部阪神連絡道路の計画決定と事業化に向けた取組を推進します。

事業推進体制の整備

取組主体：**協働**

国・府事業を円滑に推進するため、市及び地域組織の体制を充実させます。

2 生活道路の整備

主要生活道路及び狭小道路等の整備

取組主体：**行政**

集落間を連結する主要道路の改良や生活に密着した狭小道路の改良を推進するとともに、認定外道路の整備を支援します。

3 誰もが安全で利用しやすい道づくり

歩道の整備促進

取組主体：**行政**

交通安全対策を重視し、一般国道・主要地方道・一般地方道における歩道設置や交差点改良を促進します。

交通安全施設の整備

取組主体：**行政**

道路反射鏡や防護柵等の安全施設の設置により通行の安全確保と交通事故の抑制を推進します。

4 道路施設の適切な維持管理

道路管理の徹底

取組主体：**協働**

定期的な道路パトロールなど適切な維持管理により、道路の破損等による事故の未然防止と良好な道路環境の維持を推進します。

橋梁長寿命化計画の推進

取組主体：**行政**

道路橋の長寿命化計画に基づく橋梁の予防保全により、維持管理・更新費用全体のコスト縮減を推進します。

第2節 公共交通

【現状と取り組むべき課題】

- ・平成31年3月に策定した「亀岡市地域公共交通網形成計画」に基づき、持続可能なバス交通の実現のための取組や、公共交通空白地域の解消、また、小学校での交通環境学習等、モビリティ・マネジメント推進にかかる取組を行っています。
- ・市民のニーズや社会環境への変化に対応するため、まちづくりと整合のとれた公共交通網の整備が必要です。
- ・市民をはじめとする鉄道利用者の利便性向上や、府立京都スタジアム運営による交流人口増加への対応が必要です。
- ・駅周辺における市民の安全・安心な生活環境を確保するため、駅舎・駅機能の充実やバリアフリー化の推進、自転車放置防止の啓発活動や駐車違反車両の指導啓発等を行っています。
- ・公共の場所における交通マナー・ルールの違反の防止に向けた指導・啓発を行い、安全・安心で快適な環境整備が必要です。

【解決策】

市民の通勤・通学をはじめ移動を支えるJR山陰本線の利便性向上や、府立京都スタジアムによる交流人口増加への対応、駅利用者の利便性向上を図ります。また、「亀岡市地域公共交通網形成計画」に基づき、市民のニーズや社会環境の変化への対応するとともに、まちづくりと整合のとれた公共交通網の構築を推進します。

- 1 鉄道と駅利用者の利便性向上
- 2 地域に根ざした持続可能な公共交通の実現

【具体的施策】

1 鉄道と駅利用者の利便性向上

鉄道利便性の向上

取組主体：協働

輸送本数の増加や車両の増結、馬堀駅への快速の停車等、鉄道サービスの向上を事業者へ要請します。

駅舎機能の維持・向上

取組主体：行政

亀岡駅自由通路等の維持管理のコスト抑制と良好で安定した維持管理を推進します。また、鉄道駅をまちづくりの拠点と位置づけ、千代川駅における東西移動を円滑化する自由通路の整備を推進します。

駅前における環境整備・維持

取組主体：行政

放置自転車の撤去保管や放置者に対する指導等による対策強化を推進するとともに、送迎用スペースにおける違反車両等への指導啓発活動を推進します。

2 地域に根ざした持続可能な公共交通の実現

まちづくりと一体となった総合的な公共交通ネットワークの形成 取組主体：**協働**

コンパクトなまちづくりや、地域活性化への貢献、観光振興等による交流人口の拡大を促進できる総合的な公共交通ネットワークの形成を推進します。

地域の協働と連携で支え合う公共交通体系の構築 取組主体：**協働**

地域住民・交通事業者・行政の役割を明確化し、その役割と取組む方向性を共有した上で、公共交通体系の整備に向けた協力・連携を推進します。また、地域との協働で利用環境の整備や公共交通利用を促進します。

モーダルシフト推進による公共交通の利用促進 取組主体：**協働**

環境的側面だけでなく健康・経済・社会的側面からも自動車に過度に依存したライフスタイルや行動パターンの変革を促し、モーダルシフト（環境負荷の低い輸送・移動手段への切り替え）を推進することで公共交通の利用を促進します。

第3節 河川

【現状と取り組むべき課題】

- ・市民の生命・財産を水害や土砂災害から守るため、緊急性に配慮した安全・安心な川づくりに取り組んでいます。
- ・桂川のさらなる治水安全度の向上のため、戦後最大の洪水に対応できる水準の達成に向け、河川管理者に整備促進を要望していくことが必要です。
- ・中小河川について緊急性に配慮した整備が求められるとともに、改修後の堤防管理道路や法面の適正な管理が必要です。
- ・桂川左岸エリアの各施設の完成に伴い、市民憩いの場として広く活用されています。
- ・河川を市民の憩いや観光の資源として利用するため、高水敷・堤防敷の有効利用や親水性を持った水辺空間づくり等が必要です。

【解決策】

さらなる治水安全度の向上のため、桂川の段階的な整備要望活動を、地元との調整を図りながら推進します。また、安全・安心な川づくりを目指し、市内を流れる中小河川の改修を民間開発や区画整理事業等と整合を図り、地域に合った河川環境の整備を推進します。

- 1 桂川対策の推進
- 2 中小河川対策の推進
- 3 適切な河川環境の創出

【具体的施策】

1 桂川対策の推進

桂川の整備促進

取組主体：行政

桂川河川改修について暫定計画から基本計画へ段階的に目標を定め、事業者との連携による治水安全度の着実な向上を推進します。

2 中小河川対策の推進

中小河川の整備促進

取組主体：行政

一級河川の改修を事業者と連携のもと促進します。また、民間開発や区画整理事業、国営緊急農地再編整備事業等との連携により中小河川の改修を促進し、防災インフラの整備を図るとともに、地域に合った河川環境を整備します。

3 適切な河川環境の創出

河川の親水性の向上

取組主体：協働

植生や水生生物の生育できる環境に配慮しつつ、自然な河川景観の創出と河川環境の保全を図ります。

河川の親水性・水質浄化・美化の推進

取組主体：**協働**

不法投棄を防止するとともに水辺環境の整備により、水質保全に努めます。河川に対する市民の愛護意識を高め、美しい川創造への体制づくりを促進します。

桂川堤防・護岸高水敷の利用

取組主体：**協働**

保津川かわまちづくり計画に基づき、川を活かしたまちづくり・まちを活かした川づくりを推進します。

市民参画と協働による河川管理

取組主体：**協働**

河川沿線自治会や市民団体、地域住民とのネットワークを強化し、協働による市街地内河川管理施設の適正な管理により、安全安心な川づくりを推進します。

第4節 水道・下水道

【現状と取組むべき課題】

- ・水道事業においては、老朽管路を計画的に更新し、地震に強い管路を構築しているほか、災害時における飲料水確保のため、配水池の貯溜量の増設等に取り組んでいます。
- ・水道施設の多くが更新時期を迎え、多額の費用が見込まれる一方、人口減少による収益の減少が予測され、経営状況の継続的な点検・評価及びそれに伴うダウンサイジングの検討、収納率の向上をはじめ、経営のさらなる効率化が必要となっています。
- ・公共下水道区域並びに地域下水道区域の整備により、水洗化率は95.5%（令和元年11月末）となっています。
- ・公共用水域の水質保全及び生活環境の改善のため、下水道の老朽更新及び適正な維持管理が必要です。また、年谷浄化センターの耐震補強及び各施設の改築・更新が必要です。
- ・収納業務の民間委託や口座振替、コンビニ収納など事務の効率化や利便性向上により収納率向上を図るとともに、事業の経営統合や経営比較分析により、経営管理の効率化を図ることができました。
- ・経営戦略を計画的に見直すとともに、経営状況を継続して点検・評価することが必要です。

【解決策】

安心・快適な給水の確保、危機管理・災害対策の充実や市民サービスの向上を図るとともに、効率的で持続可能な水道経営を推進します。

また、下水道施設の計画的な維持管理を進めるとともに、人口減少を見越し、下水道施設の統合のほか、災害対策による更新費用の確保や、公営企業会計に基づく適正な経営管理のもと、経営基盤の強化や財政マネジメントの向上に取り組めます。

- 1 安心・快適な給水の確保
- 2 下水道の維持管理の充実
- 3 持続可能な水道・下水道事業の推進

【具体的施策】

1 安心・快適な給水の確保

適切な供給体制の確保

取組主体：行政

人材育成と技術の継承を進め、老朽管を計画的に更新するとともに、将来見通しを踏まえてダウンサイジングも含めて必要能力を見直し、施設（管路含む）の適正化を推進します。

基幹施設の耐震化の推進

取組主体：行政

基幹管路（送水管・配水管）の耐震化を推進します。

2 下水道の維持管理の充実

下水道施設の老朽更新及び維持管理

取組主体：行政

下水道における整備計画に基づき、老朽管更新及び維持管理の適正化を推進します。

下水道施設の統廃合

取組主体：行政

下水道処理施設の統廃合を進め、人口規模や水需要の変動への適切な対応を推進します。

雨水整備の促進

取組主体：行政

亀岡市公共下水道事業（雨水）の全体計画の見直しにより、関係機関と協議を行う中で、雨水整備計画を推進します。

年谷浄化センターの計画的な整備

取組主体：行政

アセットマネジメント（資産管理）を推進し、適切かつ計画的な改築・更新整備と施設の長寿命化を図るとともに、新しい排出基準（窒素・リン・CODの排出上限）の達成等に向けた高度処理施設を整備します。

3 持続可能な水道・下水道事業の推進

水道・下水道事業の健全経営の推進

取組主体：行政

経営状況の的確な把握と点検・評価、適切な資産管理により、経営基盤の強化と効率的な事業推進を図るとともに、民間委託を含めた持続可能な経営管理・財政マネジメントのあり方を検討します。

収納の利便性の確保

取組主体：行政

キャッシュレスサービスによる決済サービスや口座振替割引制の導入を検討します。

第5節 都市計画・都市整備・住環境

【現状と取り組むべき課題】

- ・市街化区域の適正規模を考慮しつつ、地区の特性に応じたまちづくりを進めるため、土地区画整理事業や地区計画などの活用により、安全・快適で機能的な市街地形成を図りました。
- ・市街地環境の形成・保全とともに、JR各駅周辺地区等における一層の都市機能の向上や公共交通によるコンパクトなまちづくりが必要です。
- ・京都府から開発許可制度に係る事務委任を受け、「亀岡市宅地開発等に関する条例」等を定め、技術基準の見直しや立地基準の新設・運用を開始しました。
- ・建築物の耐震化を促進するなど建築物の安全性を高めていくことが必要です。
- ・景観法及び亀岡市景観条例、亀岡市都市景観形成ガイドプランに基づき、良好でまとまりのある景観の形成に取り組んできました。
- ・特色のある地域や新たに開発の進む地区等において、より実効性のある景観形成基準の策定など、市民が主体となった景観づくりを進めていくことが必要です。
- ・「亀岡市空き家等対策の推進に関する条例」を制定し、計画的な空き家対策を進めるとともに、空き家バンク制度による利活用を促進しています。
- ・空き家バンクへの登録物件を上回る入居希望があることから、登録件数や取扱用途の拡大など、制度の充実を図っていく必要があります。
- ・老朽化が進行する市営住宅のライフサイクルコストを縮減していくことが必要です。

【解決策】

市民・企業・行政の協働と土地区画整理事業等の活用により、地域特性を活かした良好な市街地の形成を誘導します。また、市民主体を原則に、地域の特性と調和した景観・住環境の維持・活性化を支援するとともに、空き家の適正管理と活用、市営住宅の適正な供給による住宅の確保・提供を図ります。

- 1 良好な市街地の形成と保全
- 2 安全・快適な住環境の整備
- 3 美しい景観の形成
- 4 空き家の適正管理と利活用
- 5 市営住宅の適正管理

【具体的施策】

1 良好な市街地の形成と保全

良好な市街地環境の誘導

取組主体：協働

都市計画マスタープランに基づき、安全で快適な市街地環境と機能的な市街地形成を推進するとともに、JR各駅周辺において、多様な都市機能の誘導・集積を図ります。

計画的な市街地整備の促進

取組主体：協働

市街化区域の適正規模を考慮しつつ、面的整備を導入し、道路・公園等の公共施設の適切な配置を促進します。

土地区画整理事業の円滑な促進

取組主体：**協働**

啓発及び技術支援等により、土地区画整理事業の円滑な事業化や事業推進を促進します。

2 安全・快適な住環境の整備

亀岡市宅地開発等に関する条例の運用

取組主体：**行政**

申請手続の手引や技術基準を改正するとともに、事業者等に対して周知を図り、審査基準の明確化や事務の簡素化を推進します。

住宅耐震化の啓発

取組主体：**行政・協働**

広報や学習会、出前講座等によって、市民に耐震の必要性を啓発します。また、昭和56(1981)年以前建築の木造住宅について、耐震診断士の派遣や耐震改修費補助を推進します。

3 美しい景観の形成

亀岡市景観計画に基づく取組推進及び内容の充実

取組主体：**協働**

市民との合意形成を図りながら景観形成地区の指定等を見直し、地域に応じた特色ある景観形成を誘導するとともに、計画内容を充実させます。

市民による景観形成の仕組みづくりの促進

取組主体：**協働**

地域地域の特色に応じた、修景や景観保全への市民の主体的な仕組みづくりを支援します。

市民活動の支援

取組主体：**行政**

良好な景観づくりを行う団体を「亀岡市景観まちづくり市民団体」に認定し、市民による主体的な景観保全・創出への取組を支援します。

4 空き家の適正管理と利活用

管理不適切な空き家への対応

取組主体：**協働**

「亀岡市空家等対策計画」に沿った取組の仕組みを適切に運用し、空き家に対する個別対応を行い、問題の解消又は緩和を推進します。

空き家の利活用の促進

取組主体：**協働**

相談会の継続的な開催や空き家バンクの効果的な運用により、空き家の利活用を推進します。また、店舗や倉庫など不動産全般への拡大をはじめ、制度の拡充を図ります。

5 市営住宅の適正管理

市営住宅の適正な維持管理

取組主体：**行政**

市営住宅長寿命化計画に基づき、市営住宅の適正な維持管理を推進します。

第6節 火葬場

【現状と取組むべき課題】

- ・ 亀岡市営火葬場は大規模改修から概ね 20 年が経過しており、火葬炉設備を含めて経年劣化が目立つ中、毎年度保守点検を実施し、計画的な修繕を実施しています。
- ・ 現火葬場は数年後に火葬炉設備の大規模改修が必要な状況にあるため、新火葬場整備と整合を図りながら運用することが必要です。
- ・ 現火葬場の老朽化及び火葬需要の増加に伴う火葬炉数の確保が必要な状況にあるため、新火葬場整備基本計画を策定し、新たな火葬場の整備を推進しています。
- ・ 民間活力を活用した P F I 方式や B D O 方式等、本市の将来的な火葬需要等を踏まえながら、最も相応しい整備手法の検討をすることが必要です。

【解決策】

亀岡市営火葬場の計画的な修繕と適正な管理を行うとともに、「亀岡市新火葬場整備基本計画」を基本としながら、総合的に計画内容の精査を行い、新たな火葬場整備を推進します。

1 亀岡市営火葬場の適正な管理

2 新火葬場の建設・供用開始

【具体的施策】

1 亀岡市営火葬場の適正な管理

火葬炉を含む設備機器の修繕及び円滑な運営

取組主体：行政

亀岡市営火葬場について、新火葬場の整備時期との整合を図りながら、火葬炉を含め、計画的な修繕及び円滑な運営を推進します。

2 新火葬場の建設・供用開始

民間活力を活用した新火葬場整備の推進

取組主体：行政

民間活力を活用した事業手法により、財政負担の軽減を図りながら新火葬場の整備を推進します。

第7節 情報・通信

【現状と取り組むべき課題】

- ・多様な媒体を活用した市政情報発信の充実に加え、SNS等を通じた市民との相互交流を深めることで、市民参画によるまちづくりの促進が必要です。
- ・「地域こん談会」の夜間開催や「市長への手紙」「オープン会議」「女性100人会議」の実施により市民意見を取り入れる機会を確保しています。
- ・「地域こん談会」を始めとした各種広聴機会をさらに充実させる必要があります。
- ・複雑で法律的解釈が必要な案件に関し、弁護士会による法律相談につなぐなど、市民の悩みの解決を図っています。
- ・市民意見の市政への反映を通し、市民の市政への参加意欲の向上や活性化を推進します。
- ・日常生活において生じる諸課題への対応に向け、相談窓口がより信頼され頼られる窓口へと充実していく必要があります。
- ・ホームページやSNSを通じ、移住・定住の促進や「にぎわい人口」の拡大、まちのブランド力強化、市内産業等の情報発信を行い、効果的なシティプロモーションを推進しました。
- ・SNSのユーザー数の増加を図り、市民との相互交流のツールとしてさらに活用する方法の調査研究を進める必要があります。
- ・インターネットを利用したクレジットカードによる税の電子決済導入をはじめ、マイナンバーカードを利用した住民票、印鑑登録証明書のコンビニ交付サービスを開始していますが、ICTを有効活用することで質の高い市民サービスの提供と、効率的・効果的な行政運営を図ることが必要です。
- ・高度なICTの有効活用にあたっては、情報格差による不利益が生じないように、誰もが安心して利便性と効率化を享受できる情報化の推進が必要です。

【解決策】

市民生活の向上、市民活動の推進のため情報発信を充実させるとともに、様々な広聴機会を設け、市民ニーズを的確に把握します。また、誰もが快適に情報やサービスを利用することができるようAI、クラウド等の最新技術による効率的・効果的な行政運営を推進します。

また、市民からの相談に対して、関係機関と連携して迅速かつ適切に対応します。

- 1 市政に関する情報提供**
- 2 広聴機会の充実**
- 3 情報化施策の推進**
- 4 法律相談の充実**

【具体的施策】

1 市政に関する情報提供

情報提供機会の充実

取組主体：**協働**

民間事業所等の協力を得ながら紙媒体、電子媒体を問わず、多様なライフスタイルに適合した形での市政情報を届けることができる体制づくりを推進します。

新たな情報発信方法の活用と調査・研究

取組主体：**行政**

ホームページやＳＮＳの連携による情報発信とともに、新たな発信方法の調査・研究を推進します。

2 広聴機会の充実

広聴機会の充実

取組主体：**協働**

市長との懇談会や意見交換会等を柔軟な形で開催し、地域課題の解決や未来志向のまちづくりについて市民意見を把握する機会を充実させます。

市民意見に対する結果の公表

取組主体：**行政**

広聴事業等で得られた意見への回答と反映状況を公表し、行政への信頼性の確保と協働のまちづくりを推進します。

3 情報化施策の推進

情報化推進計画に基づく情報化施策の推進

取組主体：**協働**

亀岡市情報化推進計画に基づき、高度なＩＣＴの有効活用により、誰もが快適に情報やサービスを利用できるまちづくりを推進します。

情報セキュリティの確保

取組主体：**協働**

高度なセキュリティを確保しながら、災害に強いネットワーク（専用線網）を整備します。

4 法律相談の充実

市民相談の実施

取組主体：**行政**

市民の安全・安心を確保するため、常設の市民相談に加え、弁護士による法律相談を開設し、相談窓口を充実させます。

第1節 行政運営

【現状と取組むべき課題】

- ・ 行政需要の変化に的確に対応するため、組織の合理化を図り、市民サービスの向上に努めました。多様化・高度化する行政課題に対応するため、複数の部署が連携し、柔軟に取り組める簡素で機能的な組織体制を検討します。
- ・ 亀岡市行財政改革大綱 2015-2019 に基づく実施計画を策定し、具体的な数値目標を掲げながら取り組みを行いました。多様化する市民ニーズや新たな行政課題に対応していくため、より効率的、効果的な行財政運営に取り組めます。
- ・ 「亀岡市指定管理者制度基本方針」により、指定管理者制度に取り組んできました。公の施設の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用しつつ、市民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ります。
- ・ 亀岡市公共施設等総合管理計画を策定し、財政負担の軽減・平準化を図るとともに、公共施設等の効果的な活用・再編と効率的な維持管理を図るため、公共施設マネジメントを推進し、延床面積を削減しました。一方で増減が施設によって異なるため、個別施設計画を策定する必要があります。
- ・ 厳正な工事検査を行うため、技術検討委員会を開催することにより、統一的な見解の下、職員の技術力向上の取り組みを行いました。監督職員の資質向上や業者への指導力を含めた技術力の継承を行うことにより、更なる公共工事の品質向上に努めます。
- ・ 入札・契約制度の充実に向けて、入札監視委員会を開催し亀岡市が発注する建設工事に係る入札・契約の過程及び契約内容の透明性並びに公正性を高めた競争を確保してきました。
- ・ 全国都市監査基準に基づき監査計画を策定し、定期監査、決算審査、例月現金出納検査等を実施し、適正な行政運営の確保に寄与しました。令和元年度に策定の亀岡市監査基準を適正に運用し、監査内容の充実を図る必要があります。
- ・ 亀岡市コンプライアンス推進本部を設置し、研修を実施することで職員自らの使命感を高め、倫理意識の高い、市民から信頼される組織作りに努めることができました。
- ・ 亀岡市人材育成基本方針に基づき、職員の自学を促し、必要とされる知識や能力を習得するための研修を企画実施するとともに、専門職においても研修派遣を行いました。また、面談を通じた育成指導やジョブローテーションにより、職員の能力開発、人材育成を図ることができました。多種多様化、高度・複雑化する住民ニーズに柔軟かつ的確な対応するため、職員の能力開発や人材育成の見直し、仕事に取り組む意欲の高揚と意識改革が求められています。
- ・ 市民情報コーナーにおいて各種行政資料の提供を行うとともに、情報公開・個人情報保護についての条例及び審議会の意見を踏まえ、行政事務の執行及び情報公開請求等に対応しました。情報公開請求の件数は増加傾向にあり、内容も複雑になってきています。

【解決策】

市民から信頼される行政組織づくりに向け、社会変化への的確な対応と効率的な行政運営のできる組織体制の構築や研修等を通じた意欲と専門性を持った職員の育成を進めます。入札や監査等においては、透明性の確保と内部チェック体制の強化、職員の技術力の向上による適正で質の高い行政事務を推進します。また、行政文書の適正な管理と市民との情報の共有により、市民参加の行政運営を推進します。

- 1 健全で効率的な行政運営の推進
- 2 組織・マネジメント改革の推進
- 3 市民参加による行政運営の推進

【具体的施策】

1 健全で効率的な行政運営の推進

適切な公共施設等のマネジメント

取組主体：行政

財政負担の軽減・平準化を図るとともに、公共施設等の効果的な活用・再編と効率的な維持管理を推進します。

民間との連携

取組主体：協働

市民・民間との協働や連携によって効果的・効率的な行政サービスの提供が可能な事業について、PFI・PPP手法等の民間活力を活かすあらゆる手法・手段の導入を推進します。

入札・契約の公平性、公正性及び透明性の確保

取組主体：行政

指名委員会での指名業者の受注状況等に応じた指名条件の審議をもとにした適正な入札の執行を推進します。

厳正な工事検査

取組主体：行政

技術検討委員会を開催することにより、職員の技術力向上を推進します。

監査の適正執行

取組主体：行政

毎年度監査計画を策定する際に、業務リスクを分析し、監査内容を精査し、充実させます。

2 組織・マネジメント改革の推進

市民から信頼される組織づくり

取組主体：行政

職員自らの使命感を高める倫理意識の高い組織づくりとともに、多様化する行政課題に対応するため、柔軟な組織体制の構築を推進します。

職員の意識改革と能力開発

取組主体：行政

様々な問題に挑戦をする意識と能力を持った職員を育成するため、研修制度を充実させます。

トータル人事システムの運用

取組主体：**行政**

職員の仕事に取組む意欲の高揚と意識改革のため、能力、実績主義を基本とした透明で納得度の高い人事評価システムを充実させます。

3 市民参加による行政運営の推進

情報公開の推進

取組主体：**行政**

適正な公文書の作成と管理により、行政の透明性の向上と市民・行政の情報の共有化を図ることで、市民のまちづくりへの関心と参画を促すため、情報公開を推進します。

市民目線に立った行政サービスの提供

取組主体：**行政**

市民目線に立った行政サービスを提供するため、窓口サービスのさらなる改善を図るとともに、市民協働、公民連携を推進します。

開かれた市政の推進

取組主体：**行政**

審議会等への市民公募やパブリックコメントの実施等、まちづくりの方針決定過程における市民意見の募集・反映を推進します。

第2節 財政運営

【現状と取り組むべき課題】

- ・ 亀岡市行財政改革大綱等に基づき、財源の確保や事業の選択と集中を行うことで健全な財政運営に努めていますが、多様化する行政ニーズに対応し得る財政状況を維持するためには、今後も既存事業の見直しや市債の発行額抑制を徹底するなどの取り組みが必要です。
- ・ 市税の賦課徴収に関する広報や税務署との共催による租税教室の開催等を通じて、税金について市民に周知しています。窓口等でわかりやすい説明を行うため、研修等を通じて専門知識を習得します。
- ・ 公平公正を保ちつつ、効率的に賦課徴収を行うことで、まちづくりを支える財源を確保することができました。今後は京都地方税機構との連携により事務の共同化を進めたり、情報ツールを活用した事務の効率化を図ります。
- ・ 納期内納付推進のための納付チャンネルの拡大に努め、コンビニ収納等の整備ができました。今後も納付環境の整備を行い、収納率の維持に努めます。
- ・ ふるさと納税制度を積極的に活用し、寄附者の利便性の向上、情報発信の強化、返礼品の充実に取り組むことで、寄附金を増額することができました。今後、全自治体が積極的に本制度を活用していくことが予想され、寄附先として本市が選ばれるように努めていくことが必要です。
- ・ 活用見込みがない未利用市有地の処分・貸付を推進し、収入確保に努めています。処分可能財産の選定が必要となります。

【解決策】

ふるさと納税制度の活用等による寄附金の増額、
収納率の維持による税收確保、未利用市有地の処分・貸付を推進するとともに、経常的経費を含めた事業の更なる見直しや受益者負担の見直し、市債発行額の抑制により、健全財政の維持に努めます。

- 1 持続可能な財政運営
- 2 円滑な課税・徴収の推進

【具体的施策】

1 持続可能な財政運営

既存事業の見直し

取組主体：行政

市債発行額の抑制や経常的な経費の節減、新たな事業を始める際には既存事業を見直すなど、効率的な事業実施を徹底することで、持続可能な財政運営を推進します。

財源の確保

取組主体：行政

行財政改革の基本方針及び中期的な財政見通しに基づき、自主財源の確保や補助制度の積極的な活用、受益者負担の適正化等を推進します。

ふるさと納税制度の積極的活用

取組主体：協働

民間事業者と連携しながら、魅力ある返礼品の開発に取り組むとともに、ポータルサイト追加による受入体制を充実させます。

財政状況の公表

取組主体：**行政**

財政状況を経年で比較したり、人口規模や産業構造の類似する団体と比較することなどにより、わかりやすい広報を推進します。

処分可能財産の選定のための連携等

取組主体：**行政**

庁内関係課と連携し処分可能財産の選定を進めるとともに、処分・活用に際しては、市民や関係機関等への情報提供に努めます。

2 円滑な課税・徴収の推進

広報啓発活動、学習機会の確保

取組主体：**行政**

租税教室の開催、広報への掲載、自己学習や研修への参加を推進します。

公平、適正な賦課の実施

取組主体：**行政**

市民税・固定資産税課税件数を適正に把握するとともに、京都地方税機構やシステム活用による効率化への取組件数の増加に努めます。

収納率の維持

取組主体：**行政**

納付環境の整備、納期限の周知、税機構との連携により収納率の維持に努めます。

第3節 広域連携

【現状と取り組むべき課題】

- ・海洋プラスチック汚染の問題を市民一人ひとりの身近な問題として捉え、海洋ごみをなくす取り組みを発信するとともに、国内外の他都市とも連携し、世界規模の海洋汚染問題に立ち上がる意識のつながりを呼びかけていく必要があります。
- ・三大観光をはじめ、京都スタジアムや森のステーションかめおか等、新たな観光コンテンツのほか、本市の魅力ある観光地を一人でも多くの方に知っていただくため、（一社）森の京都地域振興社、京都丹波観光協議会等の広域連携を活用し、国内外への観光 PR 活動を継続する必要があります。
- ・急速に成長を遂げる超情報化社会のニーズを的確に把握し、IT を活用した情報発信の充実など関係機関と相互に連携し、新たな PR 方法を積極的に導入する必要があります。
- ・広報を通じた住民交流イベントの周知をはじめ、様々な交流事業により京都市西京区との地域間交流を促進しています。
- ・さらなる住民交流を促進するため、取組内容を広く市民に周知し、参加者を増やしていくことが必要です。

【解決策】

プラスチック製レジ袋の提供禁止を起点として、使い捨てプラスチックの使用削減を広く呼びかけ、亀岡の環境政策モデルを創造し、他の自治体との政策リンケージを進めるとともに、デジタルツールによる分析に基づきエリアを限定したプロモーションの実施やオンライン連携の強化による他自治体との相互情報発信、フィルムコミッションを活用した広域的な情報発信などを促進します。また、関連団体との広域連携を活用し、地域の魅力を幅広く伝えとともに、都市間の連携を深めるため、交流事業を協働で実施していきます。

1 事業の効果的な推進（事業波及効果の拡大）

2 地域間交流の推進

【具体的施策】

1 事業の効果的な推進（事業波及効果の拡大）

「母なる川保津川」から海ごみをなくす取り組みの情報発信

取組主体：協働

世界規模の海洋汚染問題に立ち上がる意識のつながりを呼びかけます。

プラごみゼロを目指す政策の発信

取組主体：協働

プラごみ削減を推進する政策連携自治体のネットワーク形成を呼びかけます。

広域連携の推進

取組主体：**協働**

「京都丹波」「森の京都」による広域連携による観光誘客のほか情報交換や広域的な課題解決に向けた対応を図るとともに、国・京都府等の関係機関や目的を同じくする他自治体との連携強化により、各種広域事業などの効果的な推進・活用を図ります。

メディアの活用

取組主体：**協働**

亀岡市フィルムコミッションとしてロケ誘致や取材協力などを行い、幅広い媒体で活用されることで、本市の魅力の向上を図り、誘客・経済の活性化につなげます。また、京都・かめおか観光 PR 大使による情報発信に努めます。

デジタルツールの活用

取組主体：**協働**

オンライン上での観光情報発信の充実や情報分析を行い、ニーズに適した情報を迅速により多くの人に提供することで広域的に本市観光の認知度の向上を図ります。

2 地域間交流の推進

市民主体の交流事業の実施

取組主体：**協働**

市民主体の交流事業が盛んになるよう、他地域で実施される市民主体の文化・スポーツ事業やイベント等について、他地域との相互の情報提供・発信を推進します。